

三条市子ども・若者 総合サポートシステム 調整機関運営マニュアル

令和 6 年 6 月

三条市教育委員会

子ども家庭サポートセンター

※ 本マニュアル中の「小学校」という表記には義務教育学校前期課程（１～６年生）を、「中学校」という表記には義務教育学校後期課程（７～９年生）を含みます。

目 次

第1 「三条市子ども・若者総合サポートシステム」とは	3
第2 子ども・若者総合サポートシステムの組織	
1 三条市子ども・若者総合サポート会議	6
2-1 実務者会議【虐待防止部会】	9
2-2 実務者会議【障がい支援部会】	9
2-3 実務者会議【児童生徒支援部会】	10
2-4 実務者会議【若者支援部会】	10
3 個別ケース検討会議	11
4 子ども家庭サポートセンター（要保護児童対策調整機関・子ども・若者支援調整機関）	12
第3 関係機関と連携した支援	
1 個別関係機関との連携	17
2 他の支援ネットワークとの相関	23
第4 子ども・若者総合サポートシステムへの「登録」（個人情報の共有）	
1 「登録」の必要性	24
2 「登録」の実務	28
第5 支援に活用する手法	
1 子育てサポートファイル「すまいるファイル」（障がい支援部会）	30
2 情報共有プラットフォーム「キントーン」	31
第6 関係法令	
1 三条市子ども・若者総合サポートシステム基本要綱	32
2 三条市子ども・若者総合サポート会議要綱	34
3 子ども・若者育成支援推進法	37
4 児童福祉法	41
5 児童虐待の防止等に関する法律	52
6 発達障害者支援法	60
7 個人情報の保護に関する法律	63
※ 三条市子ども・若者総合サポート会議実務者会議「問題行動対応部会」については、以後「児童生徒支援部会」と称します。	

第Ⅰ 「三条市子ども・若者総合サポートシステム」とは

「三条市子ども・若者総合サポートシステム（以下、このマニュアルにおいて「本システム」と言います。）」とは、子ども・若者が、乳幼児期から就労・自立に至るまで、「切れ目なく一貫して」「個に応じた必要な支援を」総合的に受けられるようにするため、市（子育て支援課子ども家庭サポートセンター）がその情報を可能な限り集約・一元化するとともに、関係組織・機関と連携して支援体制づくりを行うことにより支援する仕組みです。

三条市では、教育委員会子育て支援課子ども家庭サポートセンターにおいて、子育て家庭を取り巻く様々な悩みに対して、本システムにより福祉や学校教育などの市の他の部署のほか児童相談所や医療機関、警察などの市以外の関係機関とも連携を図り、支援しています。

しかし、核家族化の進行や生活困窮世帯の増加、さらには、家庭（生活）に支援が必要な場合もあることなど、家庭内における問題の重層化とともに、子どもへの支援の対応も福祉、医療、教育などの多分野にわたり一層多様化・複雑化しています。

取り巻く社会環境が絶えず変化している中、個に応じた支援は、直面する問題への対応にとどまらず、その子ども・若者の将来にわたって切れ目なく一貫した支援を行う必要があります、年齢や課題に応じて必要な関係機関と連携を密にし、適切な支援をつないでいくことが必要です。

本システムは、「困り感を抱えた子ども・若者に必要な支援体制をつくるのは、『三条市』の責任である」とするという理念に立ち構築されました。

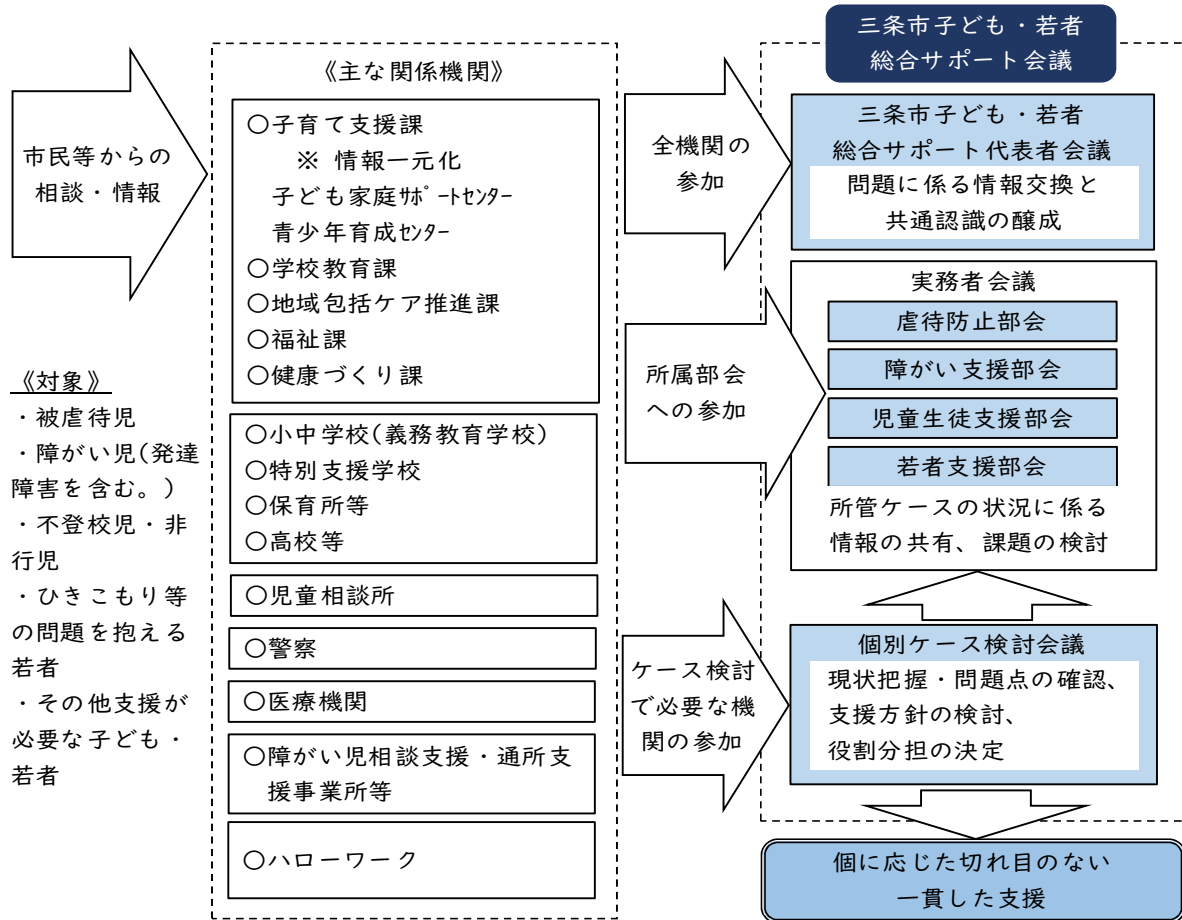
必要な支援体制の構築に当たっては、三条市教育委員会子育て支援課（子ども家庭サポートセンター）が、「子ども・若者支援調整機関」及び「要保護児童対策調整機関」として、関係組織・機関の連携・調整を行います。

具体的には、「三条市子ども・若者総合サポート会議」や4つの部会（虐待防止、障がい支援、児童生徒支援及び若者支援）、そして個別のケース検討会議などを通じて連携体制を構築・調整します。

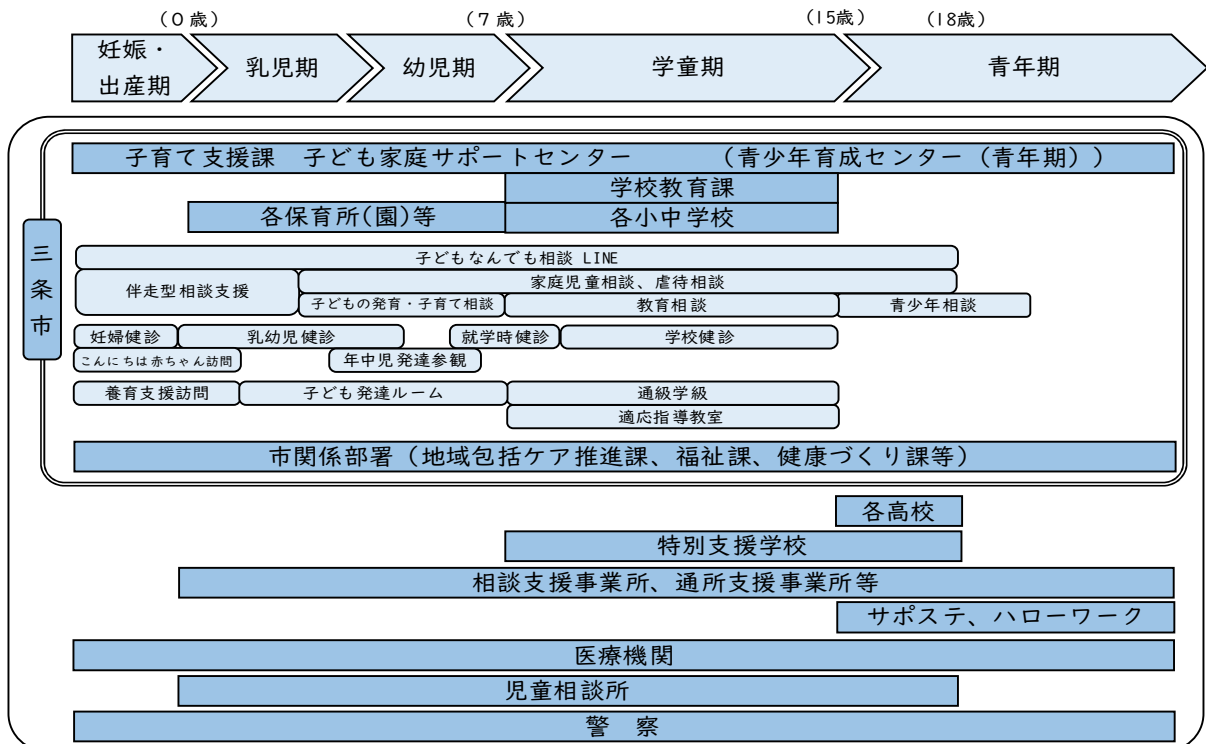
なお、支援の対象者は、乳幼児から25歳くらいまでの若者とします。また、支援内容としては、被虐待、すべての障がい、いじめ、不登校、非行、ひきこもり、その他支援が必要と考えられるものとし、その背景への対策となる経済的支援や子育て相談なども含みます。

三条市子ども・若者総合サポートシステム 構成図

乳幼児から就労に至るまで、切れ目なく総合的に必要な支援を行うため、市がその情報を一元化し、関係機関が連携して、個に応じた支援を継続的に行うシステム



ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援



支援の対象者

本システムでは、支援が必要なすべての子ども・若者を対象とします。

- 対象年齢 乳幼児期から25歳程度まで（学校卒業後は、就労支援が中心）
- 支援する内容 被虐待
すべての障がい（疑いを含む。）
不登校、非行など、主として学校における問題
ひきこもりなど、主として学校卒業後の問題

※ 「25歳」：老齢基礎年金を満額で受給するためには、20歳から60歳になるまでの40年間、国民年金に加入・納付している必要があり（加入・納付期間に応じて年金額が算定される。）、20歳を迎えた時点で、就学や就労をしているなど、将来に向け社会的に一定の自立性・安定性を備えた状態にあることが望ましいことから、その助走期間への支援も見定め、対象を「25歳程度まで」とします。

三条市子ども・若者総合サポートシステムのポイント

○ 支援・対策の調整役（ハブ機能）

教育委員会内の組織である子育て支援課（子ども家庭サポートセンター）が、「子ども・若者支援調整機関」及び「要保護児童対策調整機関」として、情報を一元化の上、各支援機関の特性に応じて連携し支援体制を調整・構築します。

○ 支援のための情報の共有と個人情報の保護

個人情報の共有・保護については、子どもにまつわる施策を教育委員会に集約してあることで制度の同一実施機関として教育委員会内にある組織は情報共有できるほか、対象者の同意を得る（「登録」）ことで他の関係機関への共有を可能とし、より幅広く、かつ、円滑な支援につなげます。

第2 三条市子ども・若者総合サポートシステムの組織

Ⅰ 三条市子ども・若者総合サポート代表者会議

(1) 会議の役割

- 本システムの基本的な運営方針を決定するほか、実務者で構成される各部会（実務者会議）が円滑に運営されるための環境整備を図ります。
- 三条市における子ども・若者の課題の状況について情報共有・情報交換を行い、関係者の共通認識として方向付けます。

(2) 会議の構成

- 司法・警察関係、教育関係、保健福祉関係、障がい福祉関係、医療関係、就労関係、地域の代表などの関係機関等及び市の関係部署代表者で構成します。

〈三条市子ども・若者総合サポート会議要綱別表〉

「◎」：部会事務局

区 分	関係機関等名	実務者会議の部会及び当該部会の構成員			
		虐待防止 部会	児童生徒 支援部会	障がい支 援部会	若者支援 部会
司法・警察関係	新潟地方法務局三条支局	○	○		
	新潟少年鑑別所		○		○
	三条人権擁護委員協議会	○	○		
	新潟県三条警察署	○	○		○
	三条地区保護司会	○	○		○
	新潟県弁護士会	○	○	○	○
教育関係	三条市小学校長会	○	○	○	
	三条市中学校長会	○	○	○	○
	三条地区高等学校長協会	○		○	○
	新潟県立月ヶ岡特別支援学校			○	
	三条市PTA連合会	○	○		
	三条市私立幼稚園連盟	○		○	
	三条市青少年指導委員会		○		○
保健福祉関係	新潟県中央児童相談所	○	○	○	○
	新潟県三条地域振興局健康福祉環境部	○	○	○	○
	三条市社会福祉協議会			○	
	三条市民生委員児童委員協議会	○	○	○	○
	三条市私立保育園連盟連絡協議会	○		○	
障がい者関係団体	三条市手をつなぐ育成会	○		○	
	三条市障がい児相談支援事業所ネットワーク	○		○	
	三条市障がい児通所支援事業所ネットワーク	○		○	
医療関係	三条市医師会	○			
	三条市歯科医師会	○			
就労関係	三条公共職業安定所			○	○
	三条地域若者サポートステーション				○
地域代表関係	三条市自治会長協議会		○		
	三条市青少年育成市民会議		○		
三条市	市民部市民窓口課	○			
	市民部地域経営課	○			
	福祉保健部地域包括ケア推進課	○	○	○	○
	福祉保健部福祉課	○	○	○	○
	福祉保健部健康づくり課	○	○	○	○
	経済部商工課				○
	教育委員会子育て支援課	◎	○	◎	◎
	教育委員会学校教育課	○	◎	○	○
	消防本部	○			

(3) 会議の運営

- 毎年1回（必要により複数回）開催し、前年度活動に対する振り返りと当該年度活動計画に対する審議を行うほか、システムの運営に関する意見交換、各関係機関の活動状況の情報共有などを行います。
- 教育委員会子育て支援課子ども家庭サポートセンターにおいて、会議庶務を統括します。

2 実務者会議

(1) 会議の役割

- 対応しているケースの定期的な支援状況の進行管理を行います。
- 支援者の研修会や家庭を対象とした講演会等を実施します。
- ケースの共通的な問題点や改善点、支援体制構築の課題、関係機関の連携の在り方などについて協議し、より良い支援の在り方を検討します。

(2) 会議の構成

- 支援すべき課題の性質を捉え「虐待防止」及び「障がい支援」の部会を、また、支援すべき対象の年齢階層を捉え「児童生徒支援」及び「若者支援」の部会をそれぞれ構成します。被支援者の課題に応じ、支援要素が重複する場合は、関係する部会に出席するなど必要により複数の部会で連携しながらケース対応を行います。
- 各部会への参加関係機関は、1(2)「三条市子ども・若者総合サポート会議要綱別表」のとおりです。

(3) 会議の運営

- 各部会とも、教育委員会子育て支援課子ども家庭サポートセンター（児童生徒支援部会にあっては学校教育課、若者支援部会にあっては青少年育成センターと共に）において、会議庶務を行い、支援の実施状況の進捗管理、個々のケースに関する関係機関との連絡調整の確認を行います。
- このほか、詳細な運営については、厚生労働省「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」及び内閣府「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」に基づき対応します。

(4) 「モニタリング（情報収集）」の実施

○ モニタリングの意義

障がい支援部会や若者支援部会に関係しているケースにおいては、ケースの困り感に一定の解消が見られ比較的安定した状況となった際には、必然的に本人や保護者へ関わる頻度も少なくなる（むしろ関わりを控えるべき場合もある）ため、その後に困り感が生じていても、それを把握し難い状況となります。

このため一定の時期に本人の状況を把握する「モニタリング」を実施しその把握に努めるとともに、必要により支援体制を再構築します。

○ モニタリングの対象

次を対象にモニタリングを継続して実施します。

- ・ 障がい支援部会が管理するケースのうち、本システムの登録者を始めとするモニタリングが必要な対象者
- ・ 若者支援部会が管理するケースのうち、本システムに登録している対象者

※ モニタリングを控えるケース

虐待防止部会又は児童生徒支援部会にのみ関係しているケースについては、支援すべき事象が収まるまで随時状況把握に努めているものであり別途モニタリングを実施する必要性に乏しいことや、そもそも当該部会で対応するケースにおいては保護者等がモニタリングを望まない（又は、唐突にモニタリングしたことによって状況が悪化する）場合も想定されることから、基本的にモニタリングは行わないこととします。

○ モニタリングの実施時期

対象者の意向や支援の状況を踏まえ、毎年次の時期に実施します。

〔1回目〕 6月1日前後（6月20日前後までの回答を目途）

※ 環境が変わった新たな学期を終え学校生活等における困り感への対応を図るとともに、長期休暇に入る不安感等に対応できるタイミング

〔2回目〕 12月20日前後（1月10日前後までの回答を目途）

※ 年明けに控える進学等の進路や進級などによる環境変化への不安感等に対応できるタイミング

〔3回目〕 3月20日前後（4月末（連休前）までの回答を目途）

※ 進学、進級等の直後の環境変化への不安感等に対応できるタイミング

○ モニタリングの内容

対象者に個別通知で回答を依頼し、現状を把握します。

〈主なモニタリング事項〉

- ・ 本人及び保護者の就学・就労先などの状況
- ・ 本人及び保護者の心配事、困り事の有無とその具体的内容
- ・ 面談、相談の希望の有無（時期、回数）
- ・ 本システムへの登録の意向（新規登録、継続又は取り下げ）

2-1 虐待防止部会

(1) 部会の役割

- 子どもの虐待の予防啓発と虐待事案の早期の発見、早期の対応のための体制を確立します。

(2) 部会の運営

- 子どもの虐待に関する個別ケース対応の進捗確認と情報共有を行うとともに、対応方針・方策に対する意見交換（他の視点からのアドバイス）を行います。
 - 子どもの虐待に関わる関係者のスキルアップを図るため、研修会を開催します。
 - 子どもの虐待の予防及び防止を図るため、市民に対し講演会等の開催により啓発活動を行います。
 - その他子どもの虐待を防止し、虐待の早期発見・早期対応を図るための必要な活動や体制等について協議し、実施に向けた検討を行います。
 - 部会は、定期的（3か月に1回）に開催し、部会庶務は、教育委員会子育て支援課子ども家庭サポートセンター総合支援系の虐待対応業務担当が行います。
- ※ 児童生徒支援部会や若者支援部会などで対応するケースにおいては、被支援者本人が家庭内等で虐待を受け、それが当該支援の必要となる要因となっていることもあります。
- このため、虐待対応業務担当は、児童生徒支援部会や若者支援部会に対しても必要により構成員として出席します。

2-2 障がい支援部会

(1) 部会の役割

- 発達障がいを含むすべての障がいについて、早期の発見と早期の対応を図るとともに、継続した支援体制を確立します。

(2) 部会の運営

- 個別ケース検討会議で話し合われた事例から、共通する問題点や改善点を部会で話し合い、必要に応じて自立支援協議会に提案し、新たな制度や事業の展開につなげます。
 - 部会関係者のスキルアップを図るため、研修会を実施します。
 - 障がい児・者支援について、市民に対し啓発活動を実施します。
 - 部会は、毎年1回（必要により複数回）開催し、部会庶務は、教育委員会子育て支援課子ども家庭サポートセンター総合支援系の障がい支援業務担当が行います。
- ※ 児童生徒支援部会や若者支援部会などで対応するケースにおいては、被支援者本

人が障がいを含め、当該支援の必要となる要因となっていることもあります。

このため、障がい支援業務担当は、児童生徒支援部会や若者支援部会に対しても必要により構成員として出席します。

2-3 児童生徒支援部会

(1) 部会の役割

- 子どもの非行や不登校などの問題行動等の予防と、早期の発見と支援等の対応のための体制を確立します。

(2) 部会の運営

- 学校や家庭だけでは対応が困難な事例に対して、専門機関や地域等と機能的・効果的な支援組織を適時編成し、情報共有・連携により適切な支援・援助を行います。
 - 市教委・関係機関による学校への支援
 - ・ 計画的・継続的に学校を訪問し、児童生徒の支援の実態を把握するとともに、学校と連携し支援上の課題に対応します。
 - ・ その他外部団体との情報交換に努め、問題行動の未然防止を図ります。
 - 「三条市いじめ防止等の基本的な方針」に基づく取組
 - ・ 関係機関の連携による、いじめの防止に関する対策を協議します。
 - ・ いじめ事案の事例検討を行い、より良い支援の方策を構築します。
 - 部会は、毎年1回（必要により複数回）開催し、部会庶務は、教育委員会学校教育課指導担当指導主事が子育て支援課子ども家庭サポートセンター総合支援系の業務担当と連携して行います。
- ※ 若者支援部会などで対応するケースにおいては、被支援者本人が不登校等の課題を抱えたまま高校等へ進んだ後も引き続き不登校やひきこもりとなるケースがあります。このため、児童生徒支援業務担当は、若者支援部会に対しても必要により構成員として出席します。

2-4 若者支援部会

(1) 部会の役割

- 不登校、ひきこもりなど、青少年の社会的自立の遅れに対する立ち直りのための支援体制を確立します。

(2) 部会の運営

- 子どもの不登校、ひきこもりに関する情報交換を行い、支援体制の課題整理、関係機関等の連携及び協力体制について協議を行う。また、個別ケース検討会議

の事例から問題点、課題を整理し、今後の支援の在り方を協議します。

- 子どもの不登校、ひきこもりに関わる青少年育成センター等の相談機関のスキルアップを図るため、研修会を開催します。
- 部会は、毎年１回（必要により複数回）開催し、部会庶務は、教育委員会子育て支援課青少年育成センターの若者支援業務担当（及び子ども家庭サポートセンター総合支援系の業務担当）が行います。

3 個別ケース検討会議

(1) 会議の役割

- 個別の支援対象事業等について、直接関わりを有している関係機関等の担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、当該支援対象児童等に対する具体的な支援内容を検討するために、必要に応じ適時機動的に開催します。
- ケースごとに対象者の状況の把握や問題点の確認、認識の共通化、支援方針の作成・見直し、役割分担の決定を図ります。

(2) 会議の運営

- 個別ケース検討会議は、基本的に調整機関である教育委員会子育て支援課子ども家庭サポートセンター（実務上、個々のケース担当者）が会議を招集します。
- 関係機関等の担当者において支援方針と役割分担を確認し合います。
- 各関係機関等の担当者は、個別ケース検討会議において確認された支援方針や役割分担についてそれぞれの所属において報告するとともに、当該関係機関等に求められた個々の支援対応について、当該機関内で意思決定し対応します。
- 会議で確認された支援内容の進捗状況の確認やケースの進行管理などのケース管理の事務局事務については、基本的に教育委員会子育て支援課子ども家庭サポートセンターの地区担当保健師において行います（要保護児童対策調整機関及び子ども・若者支援調整機関の機能）。

※ ただし、学齢期においては、小学校及び中学校に対し学校教育課が日常から密接に連絡し合っていることを踏まえ、「対象児童生徒の状況把握」や「対象児童生徒本人及び家庭への学校又は学校教育課からの支援方策の進捗・経過の管理」は、学校教育課が行うこともあることとし、子育て支援課子ども家庭サポートセンターは学校教育課と連携してケース検討会議の事務局を務めます。

また、若者支援（高校生以降における支援）においても、子育て支援課内の青少年育成センターと子ども家庭サポートセンターとの役割分担においては同様とします。

〈子どもの成長期ごとのケース検討会議の事務局〉

	虐待防止	障がい支援	児童生徒支援	若者支援
乳幼児	■ 子育て支援課 地区担当保健師	■ 子育て支援課 地区担当保健師		
小学生		■ 子育て支援課 地区担当保健師 ※ 学校教育課 特別支援 教育担当指導主事	■ 学校教育課 指導 担当指導主事 ※ 子育て支援課 地区担当保健師	
中学生				
高校生		■ 子育て支援課 地区担当保健師		■ 子育て支援課 地区担当保健師 ※ 子育て支援課 育成センター 若者支援部会担当
若者				
		(※必要により福祉課又は健康づくり課へ引継ぎ)		(※必要により福祉課又は健康づくり課へ引継ぎ)

4 子ども家庭サポートセンター（要保護児童対策調整機関・子ども・若者支援調整機関）

(1) 子ども家庭サポートセンターの位置付け・役割

○ 子育て支援課（子ども家庭サポートセンター及び青少年育成センター）は、児童福祉法に定める「要保護児童対策調整機関」及び子ども・若者支援育成支援推進法に定める「子ども・若者支援調整機関」の役割を担います。

○ 子ども家庭サポートセンターの役割は、幅広い分野にまたがる子ども・若者への相談に対し、いわゆる「たらい回し」を防ぐ機能を果たすことにあります。必ずしも、子ども・若者に関するすべての問題を子ども家庭サポートセンターだけで解決することが求められるものではありません。

子ども家庭サポートセンターは、多くの関係機関等から構成される代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議が効果的に機能するために事務局機能を果たし、システム運営の中核として、支援の実施状況を的確に把握するとともに、必要に応じて他の関係機関等との連絡調整を行います。

○ 調整機関として担う具体的な業務は、次のとおりです。

- ・ 本システムに関する事務の総括

（各会議の開催準備 / 各会議の議事の運営、会議録の作成及び資料の

保管 / 各会議で取り扱った個別ケースの記録の管理)

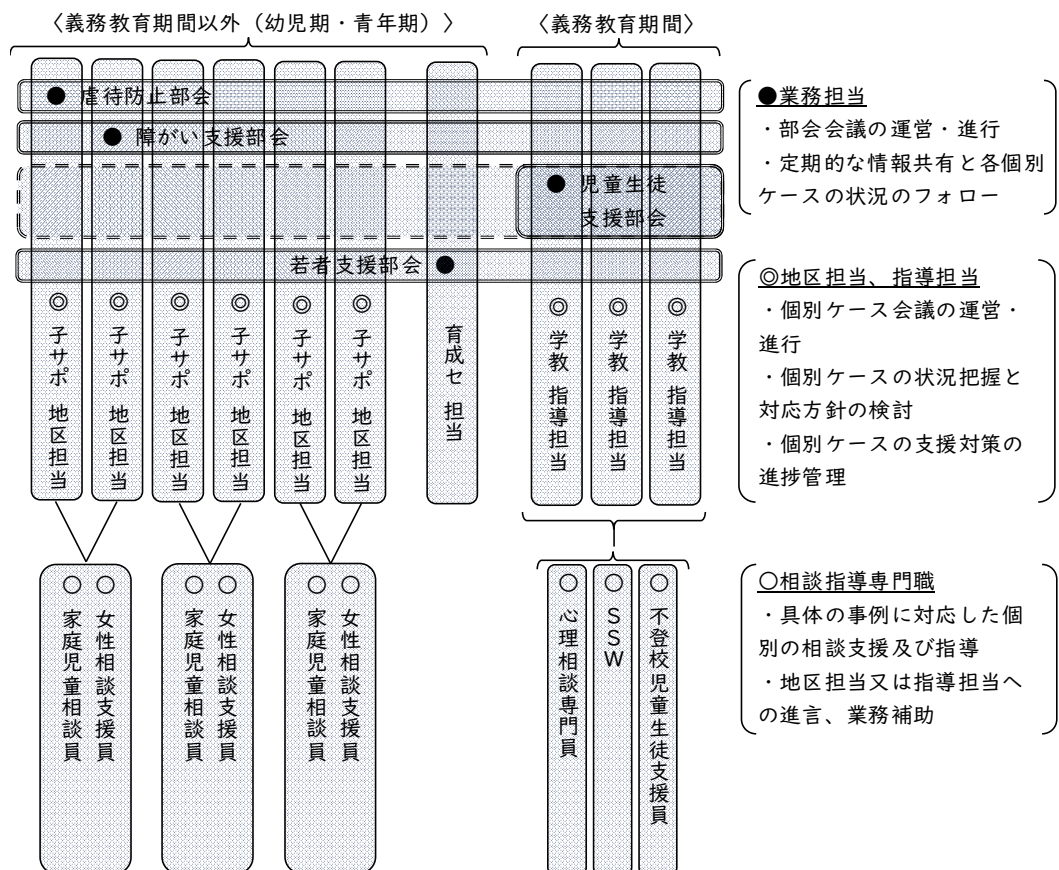
- ・ 支援の実施状況の進行管理
- ・ 個々のケースに関する関係機関等との連絡調整

(2) 組織構成(担当、職の役割)

ア センター組織

- 子ども家庭サポートセンター総合支援係に、各部会の所管分野をそれぞれ総括する「業務担当」及び支援分野を問わず個別のケースに対し総合的に伴走する「地区担当」を置きます。
- 「業務担当」及び「地区担当」は保健師職が担うこととし、主として部会の運営方針や個別ケースの対応方針の意思決定業務を担います。
- 子ども家庭サポートセンター総合支援係に、児童福祉に関する相談及び指導の業務を行う「家庭児童相談員」及び「女性相談支援員」を配置し、個々のケースにおける相談・指導対応の業務を担います。

地区担当・指導担当、専門相談職等の関連イメージと主な役割



イ 地区担当

- 保健師は「地域における保健師の保健活動に関する指針(厚生労働省)」では、「市町村に所属する保健師は、市町村が住民の健康の保持増進を目的とする基礎的な役割を果たす地方公共団体と位置付けられ住民の身近な健康問題に取り組むこととされていることから、健康増進、高齢者医療福祉、母子保健、

児童福祉、精神保健福祉、障害福祉、女性保護等の各分野に係る保健サービス等（保健サービス及び福祉サービス等）を関係者と協働して企画及び立案し、提供するとともに、その評価を行うこと。その際、管内をいくつかの地区に分けて担当し、担当地区に責任を持って活動する地区担当制の推進に努めること」とされています。

地区担当は、支援の対象者の視点や生活に寄り添って横断的・包括的にに関わり、必要な支援をコーディネートする立場であり、地区担当制は縦割り制度やサービスを総合的に俯瞰する枠組みです。

- 地区担当は個別ケースに対応していく上での「管理・調整の責任者（事務局機能）」であり、具体的には主に次の業務を処理します。
 - ・ 個別ケースの状況把握・情報共有し対応方針を検討するため、（関係機関等からの要請に応じ、）個別ケース検討会議を招集し、会議を主催・運営します。
 - ・ 子ども家庭サポートセンターが実施する支援策はもちろん、個別ケースにおいて関係機関等が実施する支援の進捗・経過の管理を行います。
- 支援が必要な子ども・若者（さらには、その背景にある家庭環境）について、自ら又は家庭児童相談員等が把握した対象者の現況や、実施した指導、アドバイス等は、逐次上司へ情報共有及び対応協議し、支援方針に係る指示を仰ぎます。

ウ 業務担当

- 業務担当は1部会に1担当を置き、それぞれ主に次の業務を処理します。
 - ・ 各部会の招集、会議の主催・運営
 - ・ 部会へ提出するシステム登録者の支援状況の取りまとめ
 - ・ システム登録者の（定期的）モニタリングの取りまとめ

エ 家庭児童相談員

- 一定の資格や知見を基に家庭における児童福祉に関する相談及び指導の業務を行い、おおむね次の業務を行います。
 - ・ 身体的虐待、心理的虐待等の児童の虐待に関する相談指導
 - ・ 知的障がい、発達障がい等の児童の障がいに関する相談指導
 - ・ 不登校、ひきこもり等の児童の育成に関する相談指導
 - ・ その他児童及びその家庭に係る問題に関する指導
 - ・ 上記の相談指導に必要な調査や関係機関との連絡調整
- 支援が必要な子ども・若者（さらには、その背景にある家庭環境）に対し相談対応をした経緯や経過、そこで行った指導やアドバイス等は、逐次当該対象の子ども・若者等が居住する地区の地区担当と共有し、以後の支援方針を協議します。

オ 女性相談支援員

- 若年世代から子育て世代、中年・高齢世代と幅広い年齢層の、離婚、DV、性

的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える、又は、そのおそれのある女性について、その発見に努め、相談に応じます。

- 対象者の意向を踏まえ決定された支援方針により、被害からの回復支援や生活支援、自立して生活するための援助等の多様な支援を提供するため、庁内及び関係機関と連携し、適切な支援につなげます。
- 支援が必要な女性に対し相談対応をした経緯や経過、そこで行った支援やアドバイス等は、逐次対象女性が居住する地区の地区担当保健師と共有し、以後の支援方針を協議します。

(3) 個別ケース対応の基本的事項

ア 訪問、調査等、対象者へのアプローチ（特に児童虐待対応について）

- 児童虐待ケースについては、通告への対応はもちろん、調査、聴き取りなどの保護者と子どもへの訪問アプローチは、原則として当該児童が居住する地区の地区担当と家庭児童相談員とで対応します。（複数対応）

これは、見聞きした事象に対する個人的な判断の偏りを正すことでより客観性を担保するとともに、担当者一人に責任・負担を負わず、組織として対応していくことの実践にもつながります。

※ ただし、一般の相談援助活動は、保護者と相談対応者との信頼関係に基づいて実施されるものであり、特に深刻なケース等においては、特定の職員のみを指名した対応を求められるケースもあります。

こうした、ケースの性質上一人で訪問対応しなければならない事情がある場合にあっては、当該児童が居住する地区の地区担当保健師と家庭児童相談員とで常に情報や対応の状況をシンクロさせておくことはもちろん、対応方針等についても相談の上、上司の判断を仰ぎます。

※ ケースの対応においては、状況が重篤であるほど、ともすればプラスの情報に寄り掛かって楽観論に陥りやすく、自分にとって都合の悪い情報を無視したり過小評価したりすることがあります。こうした正常性バイアスを排除し対応を検討していく必要があることを強く認識しなければなりません。

- そのほか特に児童虐待において、保護者と子どもへのアプローチにおいて把握・確認すべき事項や個別ケースへの対応については、厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」によります。

イ ケース対応の意思決定

- 個別ケース会議で方針確認された事項については、関係機関等それぞれが所属に持ち帰り速やかに上司に報告の上、それぞれの組織において役割に応じて適切に対応を進めます。

個別ケースの支援方針について、地区担当は、子ども家庭サポートセンター

組織内で報告・共有し、総合支援係長及びセンター長の判断を仰ぎます。

ウ ケースの進捗管理

- 調整機関である子育て支援課が支援の実施状況の進捗管理を行います。

- ※ 教育委員会内の役割分担（学校教育課との関係性）

基本的には、小学校へ上がったとしても子育て支援課の地区担当が関わり、ケース管理（支援の調整事務、進捗管理）を担います。

ただし、就学後は情報把握及び情報共有において学校と調整する場面が多く、学校教育課指導担当指導主事が支援の対象者へ直接的及び具体的に関わるにより円滑にケース対応が進行するため、子育て支援課地区担当と学校教育課指導担当指導主事が常に情報共有を図ることはもちろん、ケース会議においても共同で進めていきます。

- ケースの進捗管理は、「子ども・若者支援台帳」により、支援の経過を記録します。

- ※ Web データベース型の情報共有プラットフォーム（キントーン）の入力・登載情報をもって台帳に代えます。

- 対象者の経過記録は、以後の支援が完全に不要な状況に至るまで継続し、かつ、一連のものとして起こします。

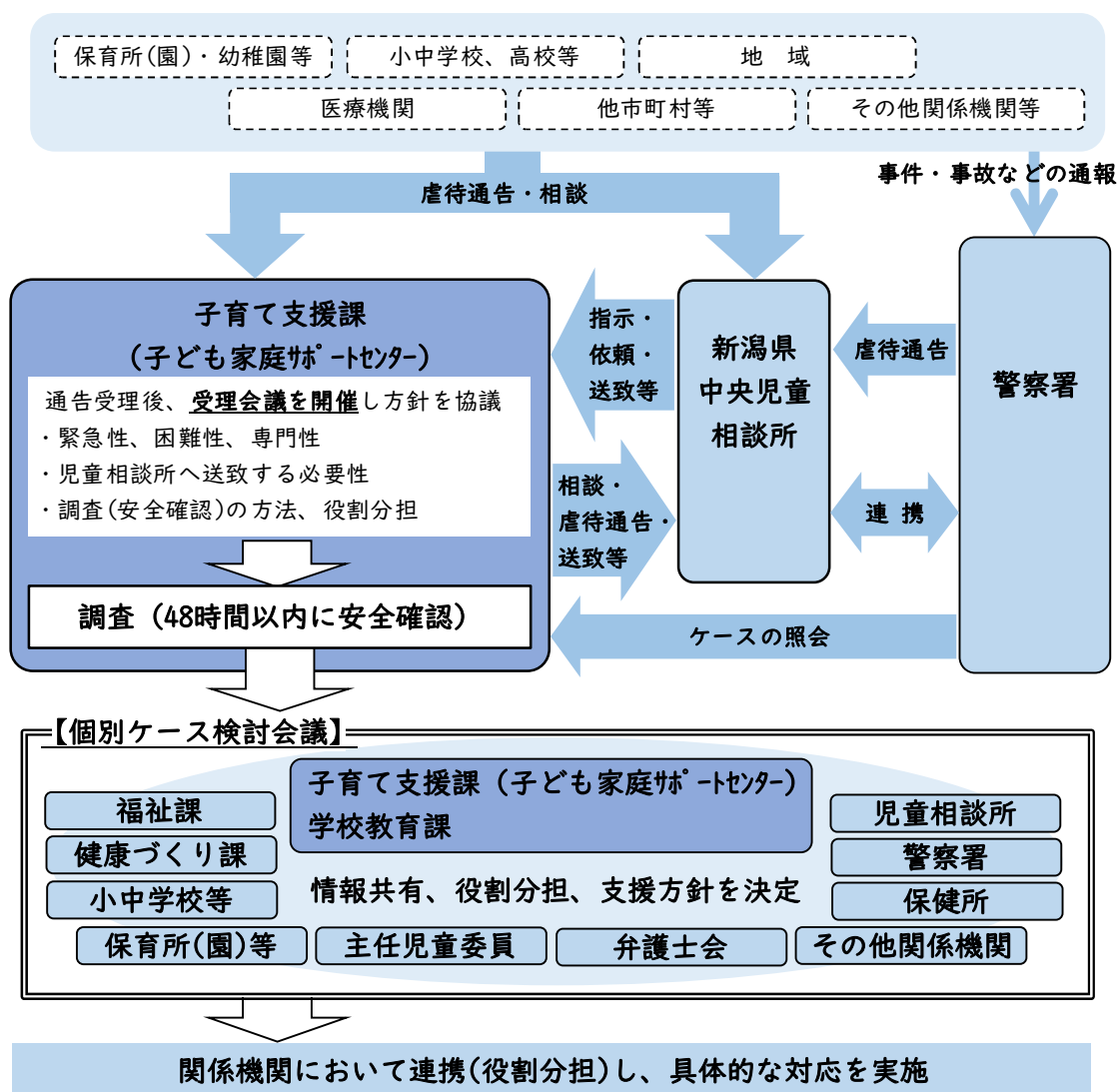
（就学前→小学校→中学校→高校→成人の長期間連続した支援の担保）

第3 関係機関と連携した支援

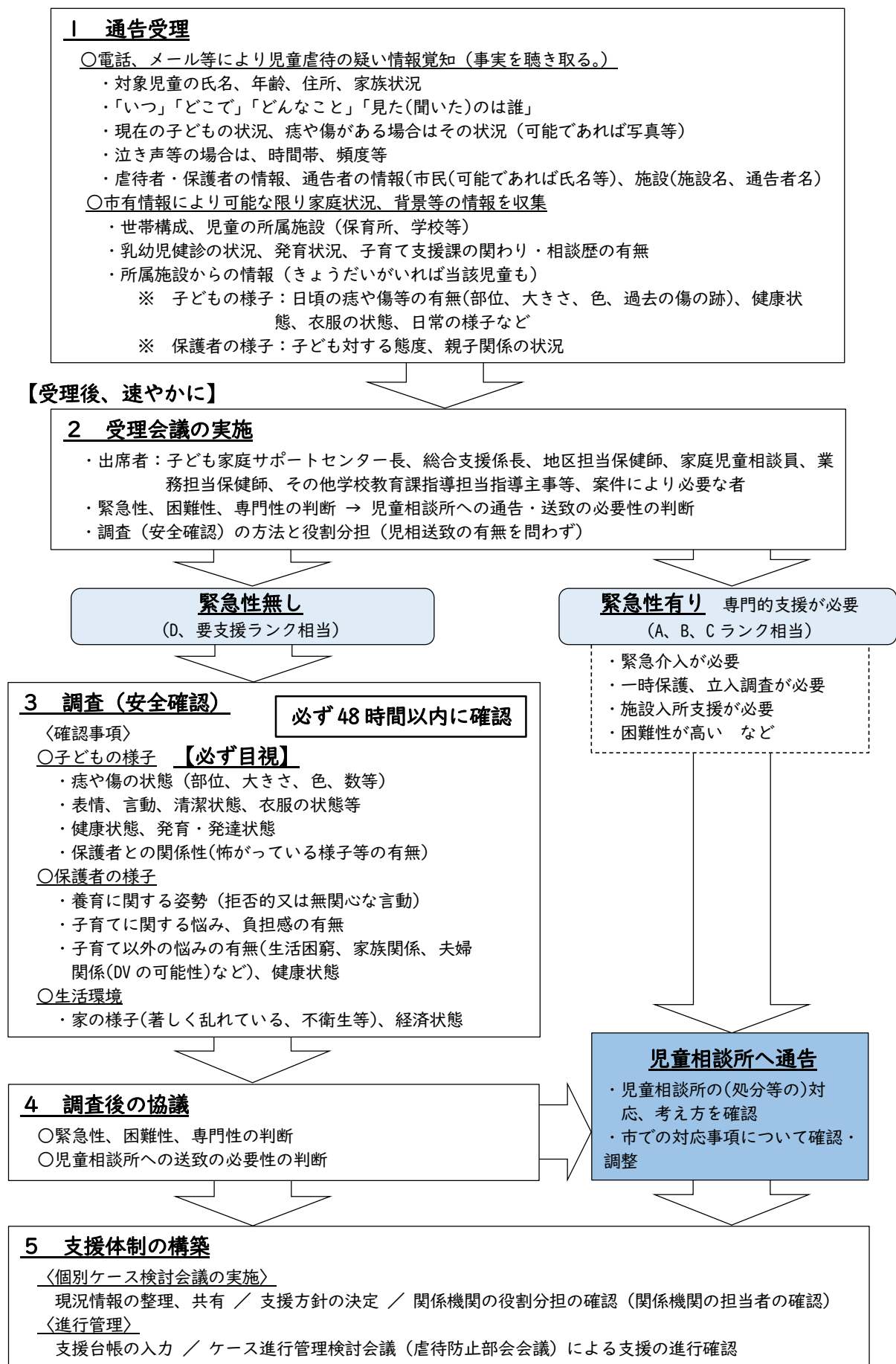
I 個別関係機関との連携

(I) 児童虐待

- 最初にケースが確認される（相談を受ける）主な機関等
保育所(園)等、小中学校、医療機関、地域、その他関係機関、他市町村など
- 支援までの流れ
 - ① 学校や関係者等から子育て支援課へ通告
 - ② 通告者、関係機関等から虐待事実の確認
 - ③ 受理会議を開催し、緊急性、調査方法、役割分担等を協議し、必要に応じ児童相談所へ相談・通告（ただし、性的虐待の疑いがある場合及び緊急度が高い場合は、直ちに児童相談所へ通告します。）
 - ④ 関係機関と個別ケース会議を開催し、具体的な支援を協議・実施
- 支援の全体フローと関係機関の相関
《児童虐待対応のフロー》



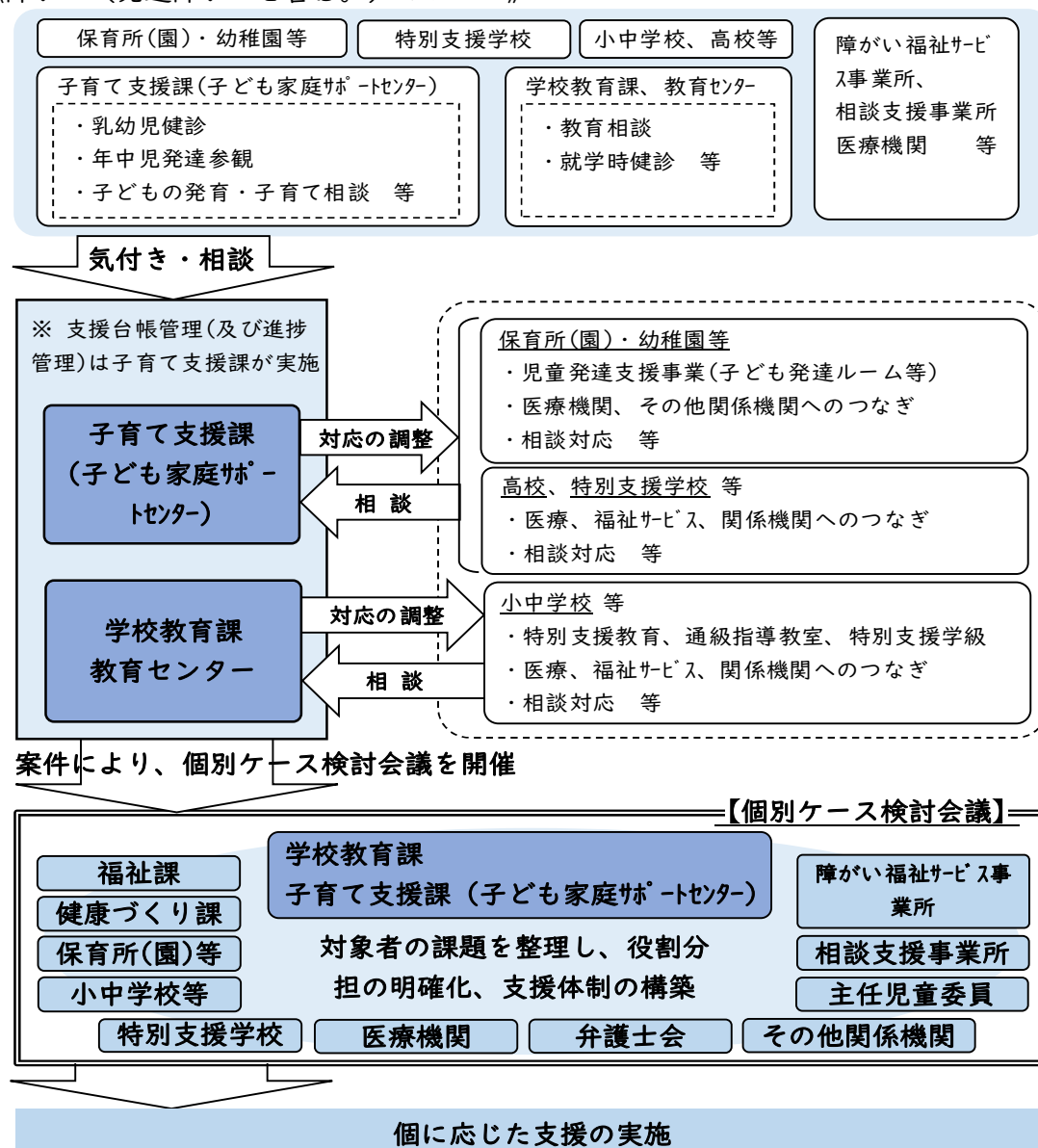
○ 子育て支援課における児童虐待対応フロー



(2) 障がい（発達障がいを含む。）

- 最初にケースが確認される（相談を受ける）主な機関等
各種育児等相談（乳幼児健診、就学時健診、保健師家庭訪問、子どもの発育子育て相談、保健所療育相談等）、保育所（園）、小中学校、特別支援学校など
- 支援までの流れ
 - ① 保育所（園）等、小中学校、保護者の気付きや健診等における相談対応の中で対象者を把握する。
 - ② 子育て支援課が、児童の状況を確認し相談や判定機関につなげる。
関係機関による支援につなげるため、①又は②の時点で保護者から同意書もらう（総合サポートシステムへの「登録」）。
 - ③ 対象児童が小中学生であるなどの場合は、学校教育課と情報共有
 - ④ 案件により、関係機関と個別ケース検討会議を開催し、具体的な支援を検討
- 支援のフローと関係機関の相関

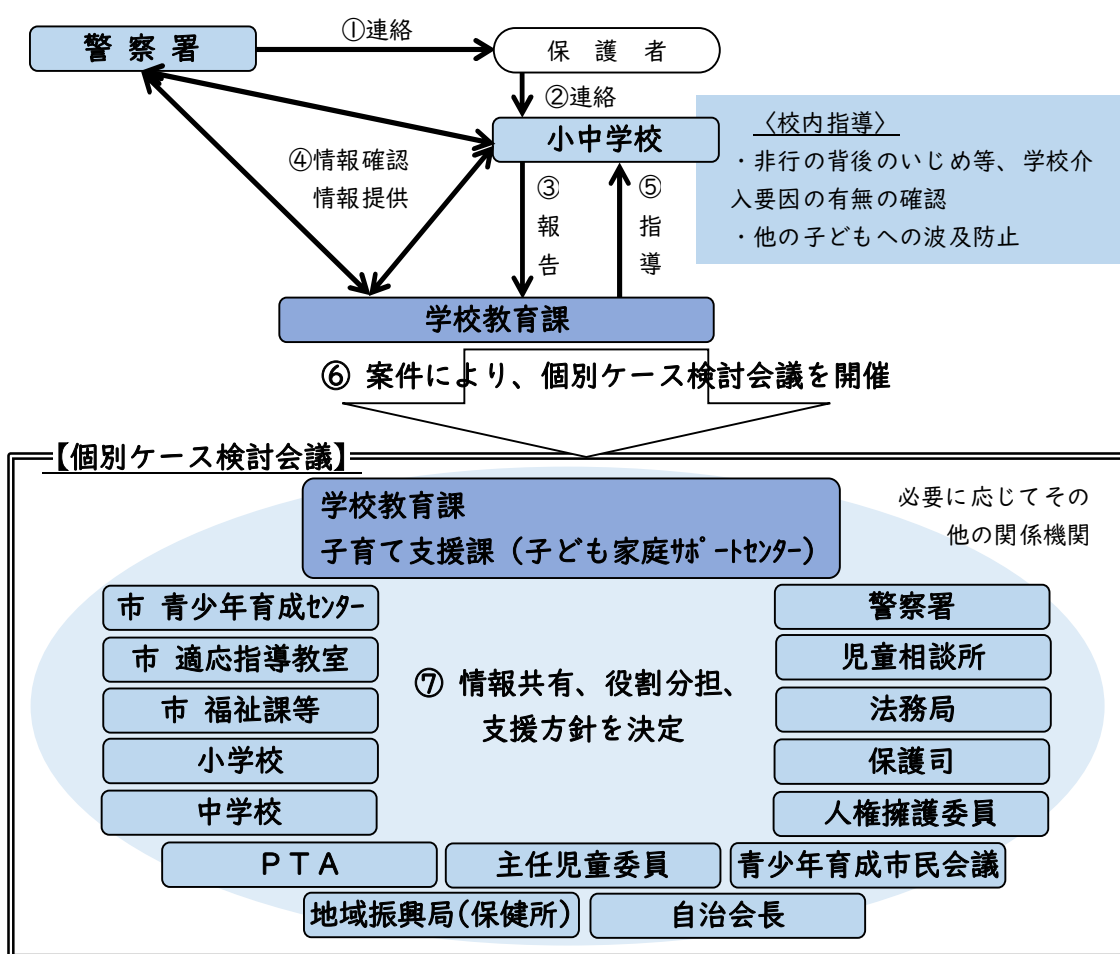
《障がい（発達障がいを含む。）のフロー》



(3) 非行（触法行為）

- 最初にケースが確認される（相談を受ける）主な機関等
小中学校、警察など
- 支援までの流れ
 - ① 小中学校から学校教育課に報告
 - ② 学校教育課から必要に応じて警察に情報確認
 - ③ 学校教育課は、子育て支援課と情報共有
 - ④ 案件により、関係機関と個別ケース会議を開催し、具体的な支援を検討
- 支援のフローと関係機関の相関

《非行（触法行為）対応のフロー》



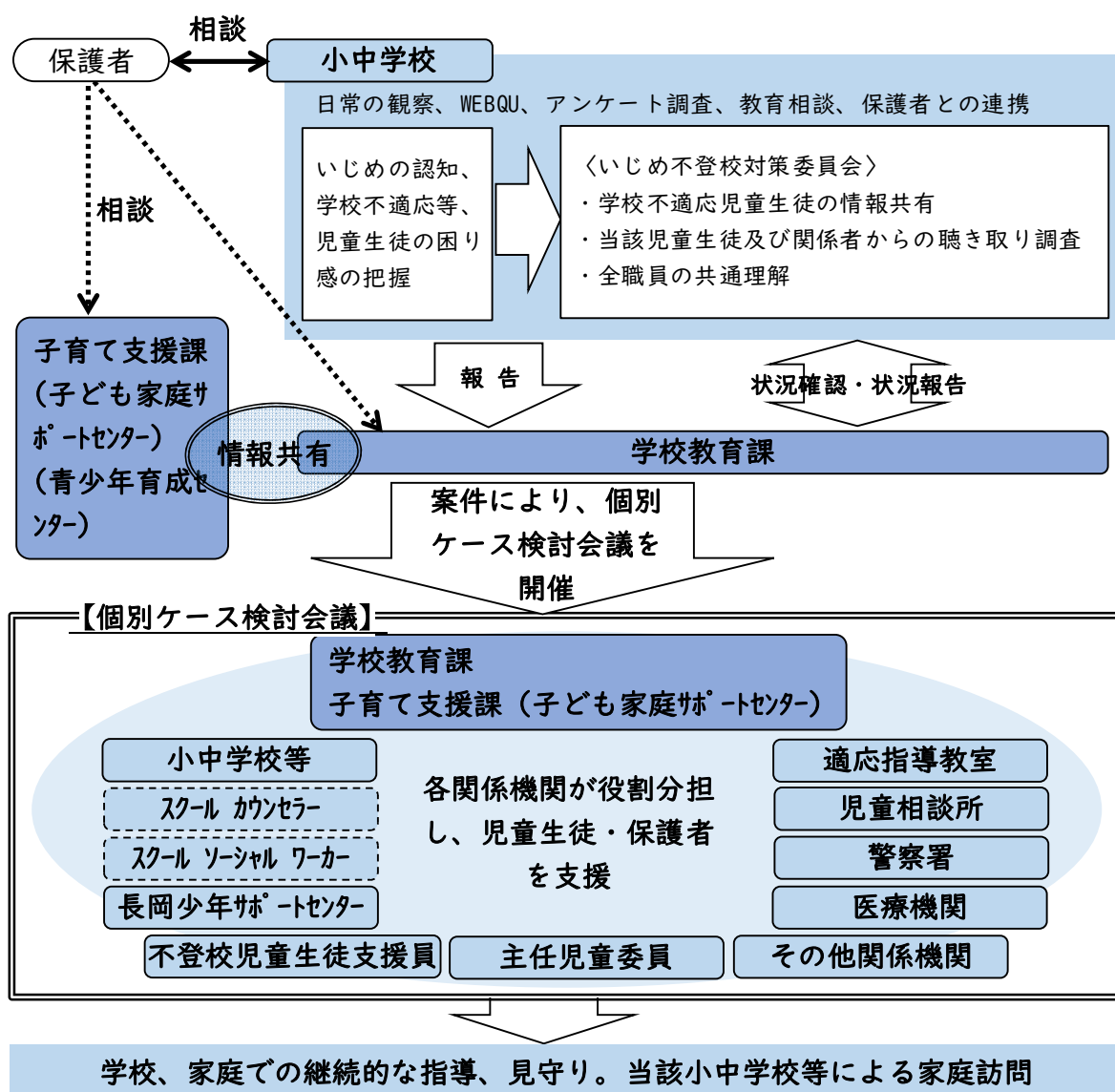
⑧ 各関係機関が役割分担し、児童生徒・保護者を支援

⑨ 学校、家庭での継続的な指導、見守り

※ 中学校卒業後は、市子育て支援課子ども家庭サポートセンター・青少年育成センターにおいてケース管理

(4) いじめ、不登校

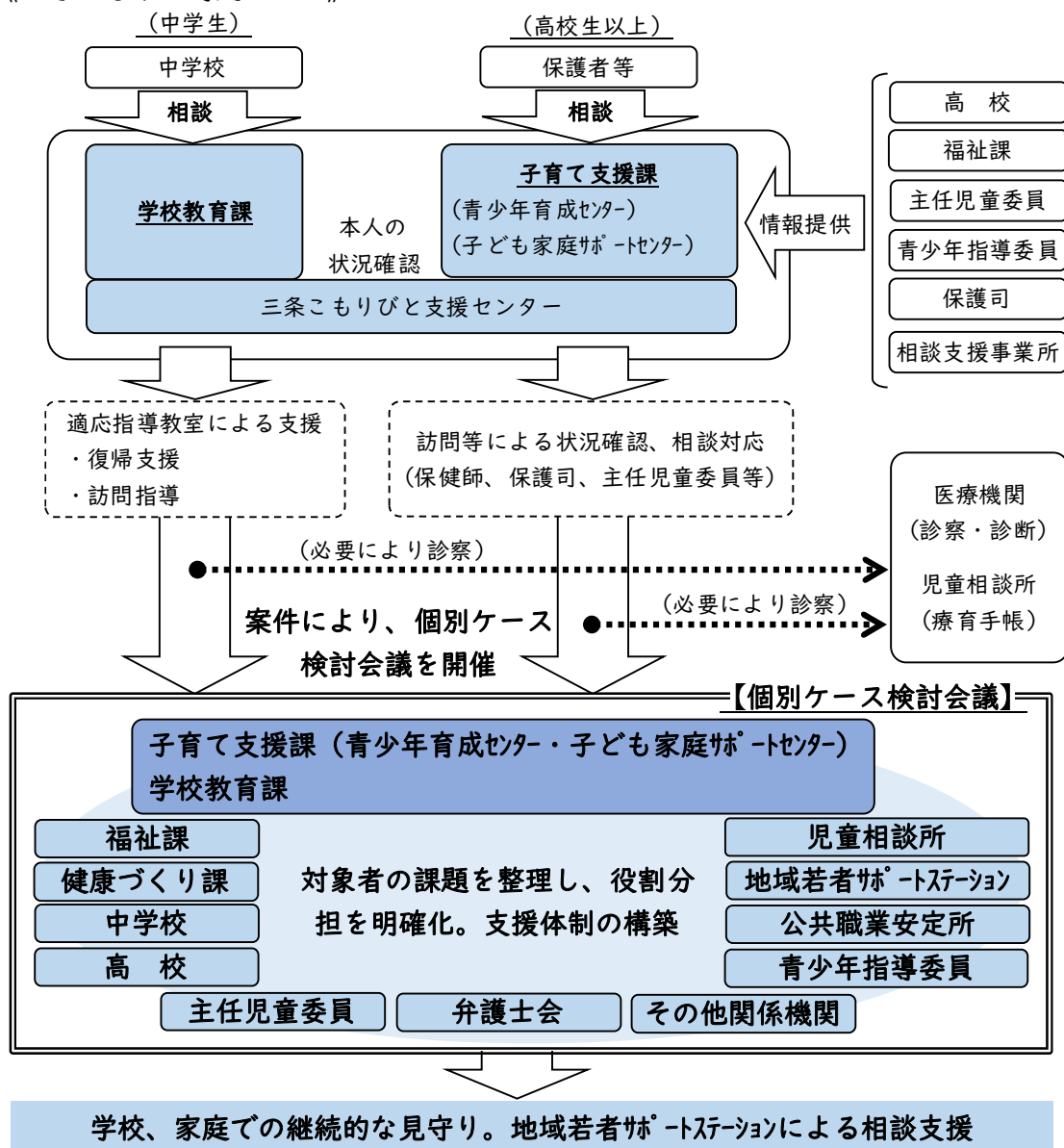
- 最初にケースが確認される（相談を受ける）主な機関等
小中学校、青少年育成センター、学校教育課、適応指導教室など
- 支援までの流れ
 - ① 小中学校から学校教育課に報告
 - ② 随時学校教育課と当該学校との間で状況確認、状況報告
 - ③ 学校教育課が子育て支援課へ情報共有
 - ④ 案件により、関係機関と個別ケース検討会議を開催し、具体的な支援を検討
- 支援のフローと関係機関の相関
《いじめ・不登校対応のフロー》



(5) ひきこもり

- 最初にケースが確認される（相談を受ける）主な機関等
 青少年育成センター、学校、適応指導教室、三条こもりびと支援センターなど
- 支援までの流れ
 - ① 中学校や高校から本システムを周知してもらう。（チラシ等により、各保護者へ配布）
 - ② 保護者（又は本人）が青少年育成センター等へ相談
 その後の関係機関による支援につなげるため、この時点で保護者から同意書もらう（本システムへの「登録」）。
 - ③ 相談対応を継続するとともに、子育て支援課等が保護者等から情報を収集し、本人の状況を確認
 - ④ 案件により、関係機関と個別ケース検討会議を開催し、具体的な支援を検討
- 支援のフローと関係機関の相関

《ひきこもりの対応フロー》



2 他の支援ネットワークとの相関

○ ネットワーク等それぞれの役割

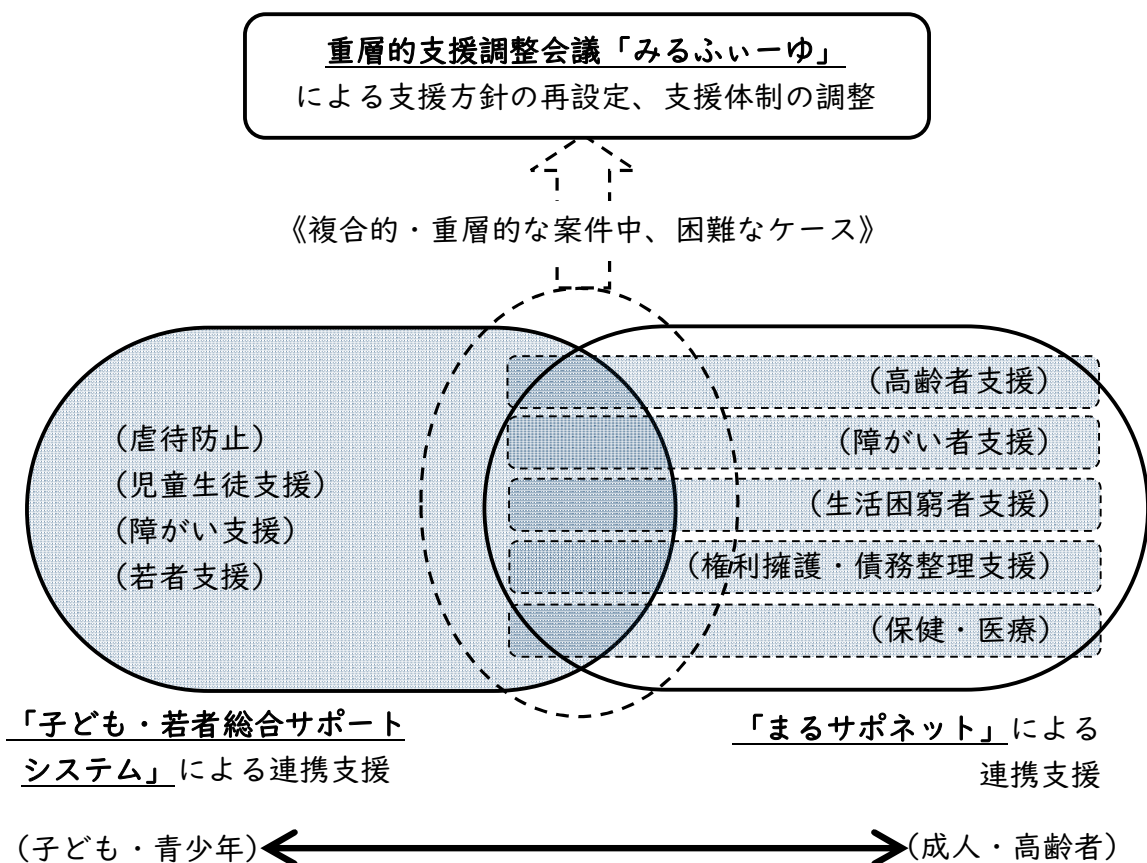
重層的支援調整会議「みるふいーゆ」:

対象家庭等の事情が複雑で支援が困難なケースなどについて課題をひもとき、問題解決に向けた支援方針の再設定と支援体制の調整を行う。

相談支援実働チーム「三条市まるサポネット」:

高齢者、障がい者等の制度単位の相談支援に加え、複合的な問題の解決に向けた相談支援機関のネットワークにより連携して支援を行う。

○ 子ども・若者総合サポートシステムとの相関



第4 子ども・若者総合サポートシステムへの「登録」

I 「登録」の必要性（個人情報取扱いに係る本人同意）

(I) 「登録」の意義

○ 個人情報の保護

本システムでは、調整機関である教育委員会子育て支援課（子ども家庭サポートセンター）が、関係する各支援組織と調整を図り、役割分担を確認し合い連携した上で可能な限り情報を集約し、それぞれの関係機関の特性に応じて支援体制を構築します。

そのためには、対象者の必要な情報を子育て支援課に集約・一元化し、支援台帳「子ども・若者支援台帳」を作成（キントーンへの入力・情報登載）するとともに、各関係機関からの専門的な支援を求めるために当該機関へ対象者の情報の提供を行う必要があります。

他方で個人情報は、法令で許される範囲を除き、不用意に共有された場合個人の権利や尊厳が侵害されるものであり、また、一度侵害されるとその回復は困難な性質があります。

このことから、ケース対応における個人情報の取扱いに当たっては、個人情報保護法を始めとした各種法令に規定される情報の取扱いを遵守することはもちろん、厳に慎重を期して進めていくことが肝要です。

○ 「登録」の必要性

本システムにおいては、個人情報保護の重要性を踏まえつつ障がい支援、児童・生徒支援などの支援において関係機関が連携し専門的な知見により対象者の状況を見据えた的確な支援が図られるよう、本システムで対象者の個人情報を取り扱うことについて本人から「事前に」かつ「包括的に」同意を得る「登録」を行います。

個人情報の保護に関する法律（抜粋）

（利用及び提供の制限）

第69条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（1） 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

（2） 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

（3） 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個

人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

○ 個人情報保護法第69条第2項第2号・第3号の「相当な理由があるとき」について

「(2)・(3)の「相当の理由があるとき」とは、行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的に見て合理的な理由があることが求められます。また、相当の理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、行政機関の長等が個別に判断することとなりますが、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が許容される場合について規定した趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められます。」(個人情報保護法ガイドライン(行政機関等編))

この「相当な理由があるとき」の解釈としては下記枠内の通知などの捉え方もありますが、児童生徒が不登校にある状態や障がいがある場合など、支援が必要な状況は、一般的には本人や保護者にとって「知られたくない」と強く感じる個人情報であることが多く、最上級のプラバシーとも捉えられることから、同通知においても、学校間における支援内容等の情報の引継ぎに関する考え方として、「基本的な関係法律として、「個人情報の保護に関する法律」があります。(中略)個人情報を第三者へ提供する際には本人の同意を得ることが原則とされています。そのため、計画を作成する際に、本人や保護者に対し、その趣旨や目的をしっかりと説明して理解を得、第三者に引き継ぐことについても、あらかじめ範囲を明確にした上で、同意を得ておくことが必要です。また、あらかじめ同意を得ているとしても、実際に第三者に提供する際には、本人や保護者とともに引き継ぐ内容を確認することで、互いの考えや思いを共有することができ、よりよい引継ぎができます。」

と記述されています。

このことから、児童生徒が不登校にある状態や障がいがある場合においても、「登録」を促し保護者等の承諾を得た上で、支援情報の共有を図っていくことを基本とします。

「転進学に係る公立学校間の引継ぎにおいては、公立学校が公立学校に支援が必要な児童生徒への継続的・組織的な支援のために、必要不可欠な範囲で情報を提供することは、社会通念上客観的に見て合理的な理由があるものと認められ、『相当な理由があるとき』に該当し、また、私立学校に同様の情報を提供することは『本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき』に該当し、本人や保護者の同意を得ることが困難であっても、第三者提供の原則禁止の例外として認められるとも考えられる。

私立学校間については、他の学校に支援が必要な児童生徒への継続的・組織的な支援のために必要不可欠な範囲で情報を提供することは、(中略)個人情報の保護に関する法律第23条第1項第3号により第三者提供の原則禁止の例外として認められると考えられる。この点、

個人情報保護委員会が公表した『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）』においても、第三者提供の制限に関する例外として、『児童生徒の不登校や不良行為等について、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関が連携して対応するために、当該関係機関等間で当該児童生徒の情報を交換する場合』とされている。

しかし、この場合においても、引継ぎについては、あくまでも当該児童生徒や保護者の同意を得ることが原則であり、引継ぎを望まない場合であっても、その理由を聞きつつ、引き継ぐことの利点や、どの程度の内容であれば引き継ぐことが可能かについて話し合うなど、丁寧に対応することが重要である。同意を得る努力をしないまま安易に引き継ぐことは適切ではないことに留意が必要である。また、当該児童生徒や保護者から情報の引継ぎについて同意を得る際には、児童生徒や保護者に対して、提供しようとする情報の具体的な内容を示して同意を得ることが必要である。」

（「不登校児童生徒、障害のある児童生徒及び日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する支援計画を統合した参考様式の送付について（文部科学省通知）」（平成 30 年 4 月 3 日 29 文科初第 1779 号））

(2) 児童虐待対応における特例

（「児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料又は情報の提供について」平成 28 年 12 月 16 日雇児総発 1216 第 1 号 厚生労働省通知）

- 「児童虐待が疑われるケースについては、児童や保護者の心身の状況、置かれている環境等の情報は、児童相談所や市町村において、児童の安全を確保し、対応方針を迅速に決定するために必要不可欠であることから、地方公共団体、病院等、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関や医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該児童相談所長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされています。」

- 守秘義務、個人情報保護との関係について

「児童虐待の防止や対応のために児童相談所や市区町村に情報提供することは、学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者には、虐待防止法に基づき児童虐待の防止等に関する国及び地方公共団体の施策に協力する努力義務があり、児童相談所や市区町村が行う児童及び妊産婦の福祉に関する必要な実情把握等に協力するものであることから、必要かつ社会通念上相当と認められる範囲で行われる限り、正当な行為に当たり、基本的に守秘義務に係る規定違反とはならないとされています。」

また、個人情報保護法においては、本人の同意を得ない限り、①あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならず、②第三者に個人データを提供してはならないこととされています。しかしながら、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、虐待

防止法第 13 条の 4 に基づき資料又は情報を提供する場合は、この「法令に基づく場合」に該当するため、個人情報保護法に違反することにならないこととされています。」

○ 民間事業者等からの資料又は情報の提供について

「上記関係機関等の他、一般の民間事業者においても、児童虐待防止に係る情報を有しており、これらの民間事業者から情報提供を受けることが、児童の安全を確保し、対応方針を迅速に決定するために有効な場合があると考えられます。具体的には、以下のような場合が考えられます。

- ・ 集合住宅の管理会社等に対し、虐待が疑われる児童や保護者の居住実態の確認をする場合
- ・ 虐待通告に基づき、スーパー、コンビニエンスストア、飲食店、ゲームセンター等に対し、虐待の目撃情報の照会をする場合
- ・ 集合住宅の管理会社や警備会社、鉄道会社、コンビニエンスストア等に対し、虐待行為を確認し得る防犯カメラの映像の提供を求める場合 等

これらの民間事業者についても、個人情報保護法上、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」、「児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」又は「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」には、本人の同意を得ることなく個人情報を提供することが可能とされています。

なお、「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行すること」には、児童福祉法第 10 条又は第 11 条に基づき、児童相談所や市町村が児童及び妊産婦の福祉に関する必要な実情把握を行うことが含まれるとされています。」

児童虐待の防止等に関する法律（抜粋）

（資料又は情報の提供）

第 13 条の 4 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(3) 登録要否の考え方

登録の要否を整理すると概ねつぎようになります。

「○」：個人情報共有することについて、保護者の同意書は不要

区分	個人情報の共有の可否		
	教育委員会内(※1)	他の部署	関係機関（外部）
児童虐待	○	○	○
非行(触法行為)	○	○	○
いじめ・不登校	○	登録要(※2)	登録要(※2)
障がい	○	登録要(※2)	登録要(※2)
ひきこもり	○	登録要	登録要

※1 子育て支援課と学校教育課については、個人情報保護制度の同実施機関(教育委員会)であるため、共有可能

※2 (1)参照

2 「登録」の実務

(1) 基本的な考え方

- 個別の支援情報の「登録」には、児童虐待などの個人の生命、身体又は財産を守るために緊急かつやむを得ない理由があると認めるとき以外は、原則として本人又は保護者の同意を得ます。
- 登録された個別の支援情報は、市(子育て支援課)が管理し、必要な支援を提供するために関係機関・組織の担当者で行う会議や連絡調整等で活用します。

(2) 「個人情報の取扱いに関する同意書」

- 次の様式により同意を得て、本システムに登録します。

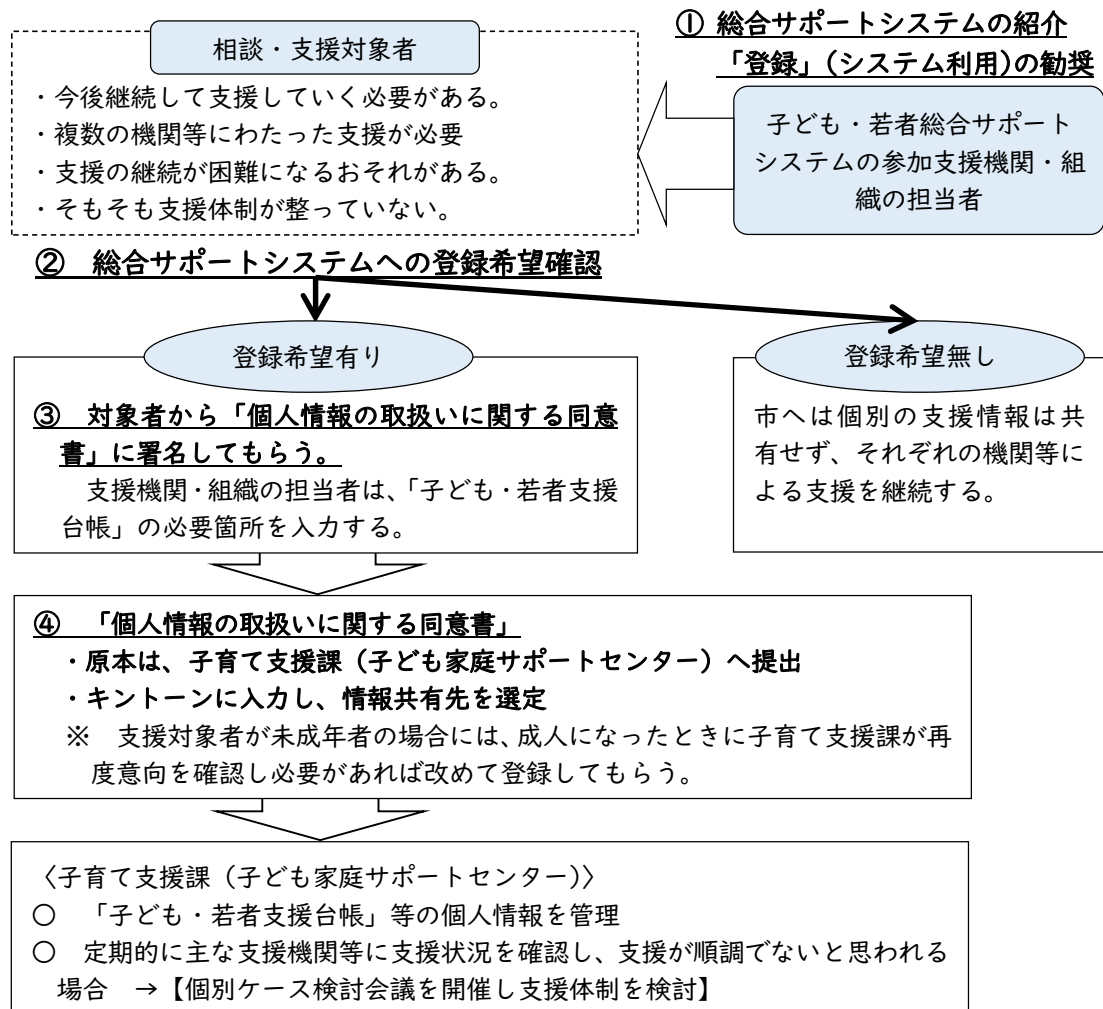
個人情報の取扱いに関する同意書	
三条市教育委員会教育長 宛	
私に関する個人情報を三条市子ども・若者総合サポートシステムにおいて、次のとおり利用し、又は、共有して取り扱うことに同意します。	
記	
1	利用し、又は、共有する個人情報の範囲 氏名、生年月日、住所、連絡先、家族構成及び所属機関並びに相談及び支援の経過等
2	個人情報の利用目的 三条市子ども・若者総合サポートシステムにおいて、切れ目のない総合的な支援を受けるために実施される、個別支援計画の作成及び実施並びに関係機関・組織の担当者で行う会議の実施及び連絡、調整等で必要な場合に利用するもの
3	個人情報の共有先 所属機関(保育所・保育園・幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校等)、児童相談所、相談支援事業所、新潟県三条地域振興局健康福祉環境部、三条市福祉保健部及び三条市教育委員会その他児童の支援に関わる機関・組織
令和 年 月 日	
本人署名 _____	
(本人が未成年の場合)	
法定代理人署名 _____ [続柄 _____]	

(3) 個人情報の「登録」の効果

- 個別の支援情報について、子育て支援課で一元管理しつつ関係機関・組織と共有することにより、次の効果が生まれます。
 - 対象児童への支援を途切れさせることなくつなげていける。
 - 関係機関等との共有により、支援が行き届かなかったり、不十分となることを防ぐ。
 - 支援の内容を関係機関等の様々な視点で検討する機会が持たれるため、より効果的な支援につなげることができる。

(4) 個別の支援情報の登録及び管理の流れ

- 障がい・ひきこもり等への総合的な支援のため、当該児童の個人情報を共有することに対し、次により保護者等の同意を得ます。



■ 同意の取り消し

本システムでの支援体制の検討等の必要がなくなった等の理由により、相談・支援対象者から同意の取消しの申し出があった場合には、「個人情報の取扱いに関する同意取消書」を子育て支援課（子ども家庭サポートセンター）に提出してもらいます。

第5 支援に活用する手法

I 子育てサポートファイル「すまいるファイル」(障がい支援部会)

(1) 役割

- 子育てサポートファイル「すまいるファイル」は、保護者が乳幼児健診の記録はもちろん、相談経過や医療・福祉サービスの記録など、子どもの発達経過や様子、支援の経過、現状等を一元的に把握するために、子どもに関する情報を管理するファイルであり、本システムが目指す、ライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援の提供を行うための大切なツールです。
- 子どもの発達の遅れや障がい等の不安を抱える保護者が相談や支援を必要とした場合、子どもの支援に関わる機関は、保護者が持参したファイルの内容を参照することにより、発達の経過や様子、支援の経過等を把握することができます。
- また、ファイルには「支援の記録」がライフステージごとに設けられており、関係機関で検討した支援内容を、家庭と関係機関との間で共有することにより、より適切なサポートにつなげていきます。

(2) ファイルの内容

- 子どもに関わる情報を保護者が記録し誕生から就労までの記録として一括して管理することのできる様式で構成しており、「支援の記録」や「まんなかマップ」など、支援体制づくりにも役立ちます。
- 主な内容は、次のとおりです
 - ・ 成長や生活の様子 ・ 健康診査等の記録
 - ・ 保護者の記録 ・ 個別の支援を必要とした場合に使用する支援の記録
 - ・ 医療・福祉サービスの記録 など

(3) ファイルの配布方法

- 3か月児健診の際に保護者からの希望に応じ配布するほか、市民窓口課、栄・下田各サービスセンターで随時希望者に配布します。

(4) ファイルの活用方法 (活用のタイミング)

- 乳幼児健診受診時、医療機関・相談機関を利用するとき
生活の様子などを事前に記入して持って行くことで、子どもの状態を詳しく伝えることができます。また、育児での悩みや聞きたいことなどを記入しておけば、忘れずに相談することができます。
- 入園・入学・進級のとき
保育所(園)等や小学校に入るときなどに、子どもの様子を尋ねられることがあり、すまいるファイルを見てもらうことで情報を伝えやすくなります。

○ 個別の配慮・支援が必要になったとき

家族、保育所(園)、学校、福祉機関など、子どもに関わる機関が継続して子どもへのサポートを考えていくため、ライフステージごとの「個別の発達支援計画」や「個別の教育支援計画」を「支援の記録」へ綴じ込み、支援の経過を記録として残していきます。

2 情報共有プラットフォーム「キントーン」

(1) 役割

本システムでは、支援が必要な子ども・若者に必要なサポートを検討し提供するために、また、個の成長に合わせた切れ目のない一貫したサポートを提供していくために、調整機関である教育委員会子育て支援課（子ども家庭サポートセンター）が、各支援組織と連携して支援が必要な子どもが必要な支援が受けられているか、情報を可能な限り集約して支援体制を構築していきます。

そのため、WEB上で関係機関が支援対象者に係る情報を随時更新及び閲覧ができる情報共有プラットフォーム「キントーン」を活用し、支援対象者の情報を一元管理するために子育て支援課（子ども家庭サポートセンター）が個別の支援台帳「子ども・若者支援台帳」を作成して関係機関と支援対象者の基本情報や経過記録等を共有します。

(2) 活用方法

支援が必要な対象者を把握した場合は、関係機関間と迅速かつ緻密な情報共有を行うため、情報共有プラットフォーム「キントーン」を利用します。

まずは、子育て支援課（子ども家庭サポートセンター）が「子ども・若者支援台帳」に支援対象者の基本情報（※1）を入力し、「個人情報の取扱いに関する同意書」の有無により、キントーン上で情報共有できる関係機関の範囲を決定します。

（キントーン上で取り扱う情報は個人情報のため、キントーンを利用する担当者は、関係機関の実務担当者とし、子育て支援課子ども家庭サポートセンターで個別に利用者登録を行います。）

支援者の相談内容、個別ケース検討会議、モニタリング状況など支援者の状況、問題点や支援方針等の記録（※2）を関係機関の担当者が随時入力を行いキントーン上で共有を行います。（記録入力者は情報の更新後に必ず更新した旨を周知するためコメント入力を行うこととします。）

※1 基本情報

ケース番号、対象者氏名、性別、生年月日、年齢、システム登録の有無（登録部会・登録日）、所属機関、学年、転出入の有無・状況、ジェノグラム、宛名番号、住所、連絡先、家族構成、情報公開範囲（関係機関：組織・担当者名）、登録取り消し日（取消しに至る理由）、特記事項、登録時の状況、支援方針

※2 相談記録・ケース記録

日時、対応機関、対応者、対応区分、対応内容、過去の相談経過

第6 関係法令

● 三条市子ども・若者総合サポートシステム基本要綱

1 子ども・若者総合サポートシステムの趣旨

今日、被虐待、いじめ、不登校、発達障がい、ひきこもりなどに苦しむ、子ども・若者の実態は、ますます複雑化・深刻化している。育児不安に悩む親、心を開かない子ども・若者に対し、支援が途切れたり、支援が不十分になったりするおそれがあり、継続的な支援の充実強化は喫緊の課題となっている。

そこで三条市では、子ども・若者という「三条市民」を、乳幼児期から青年期に至るまで切れ目なく総合的に支援するため、市がその情報を可能な限り集約・一元管理し、関係機関が連携して個に応じた支援を継続的に行えるようにするための体制を構築することとし、それを「三条市子ども・若者総合サポートシステム」として整備する。

2 子ども・若者総合サポートシステムの基本的内容

- (1) 各支援組織や機関において支援対象者を把握し、その情報を三条市教育委員会子育て支援課（子ども家庭サポートセンター総合支援係（以下、「総合支援係」という。))へ可能な限り伝達する。
- (2) 総合支援係は、集まった情報を集約し、当該子ども・若者が十分な支援体制のもとで支援が受けられているかをチェックし、必要に応じて支援体制を組む。
- (3) 総合支援係は、「子ども・若者総合サポート会議代表者会議」を年3回程度開催し、連携や支援に必要な事項について関係者が協議し、評価できるようにする。
- (4) 子育て支援課は、関係機関の協力のもと、必要に応じて、「個別ケース検討会議」を開催し、個に応じた支援が実施できるようにする。
- (5) 総合支援係は、保護者と支援組織・機関をつなぐツールである子育てサポートファイル「すまいるファイル」をすべての出生児の保護者に配布し、いつでも必要な支援が受けられるよう援助する。
- (6) 総合支援係は、特に健康診査や健康診断、進学等の際に本システムや「すまいるファイル」の活用についての理解と活用について啓発に努める。

3 子ども・若者総合サポートシステムの対象者

このシステムでは、次のような支援を必要とする乳幼児期から青年期までのすべての子ども・若者を対象とする。

- (1) 発達障がいを含む障がい児
- (2) 被虐待児
- (3) 不登校児、非行児
- (4) その他支援が必要な子ども（いずれも可能性のある子どもを含む。）
- (5) 妊産婦を含む保護者
- (6) ひきこもりなどの問題を抱える若者など

4 子ども・若者総合サポート会議の構成

子ども・若者総合サポート会議は、要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の二つの役割を担う。

総合サポート会議の会議は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議とする。

代表者会議は、関係機関等のそれぞれの代表者により構成する。

実務者会議は、実際に活動する関係機関等の実務者により構成し、支援活動を円滑に行うため、虐待防止部会、児童生徒支援部会、障がい支援部会、若者支援部会をもって組織する。

個別ケース検討会議は、個別の要保護児童等又は若者の就労に至る支援に直接関わりを有している、又は、今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により構成する。

子ども・若者総合サポート会議の詳細については、「三条市子ども・若者サポート会議要綱」に定める。

5 サポートのツール

個に応じた切れ目のない一貫した支援を行うためのツールとして、すべての子どもに子育てサポートファイル「すまいるファイル」を出生時に配布し、保護者は子どもの診断歴や発達の記録などを記入し、支援が必要な時に関係機関との情報共有に活用する。

また、関係機関では、保護者が子どもの支援に関係する機関に「支援の様式」の作成を要請した場合には、支援者が参集して「支援の様式」を作成し、一定期間後に評価を行う。

6 実施組織

三条市教育委員会子育て支援課は、調整機関として、子ども・若者総合サポート会議に関する事務を総括するとともに、関係機関と連携し、支援が必要な子ども・若者に対する支援が適切に実施されるよう、子ども・若者に対する支援の実施状況を的確に把握し、関係機関の特性に応じて、支援体制を構築する。また、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関と連携して、支援体制を再構築する。

7 その他

この要綱の修正等については、総合サポート会議の代表者会議で定める。

8 附 則

この基本要綱は、平成21年10月20日の代表者会議において承認し、実施するものとする。

● 三条市子ども・若者総合サポート会議要綱

平成21年10月19日

告示第192号

(設置)

第1条 子ども・若者をめぐる環境が悪化し、子ども・若者に関する様々な問題が深刻な状況にあることを踏まえ、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、地域の関係機関等が連携して総合的に支援するため、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第19条第1項に規定する子ども・若者支援地域協議会及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として三条市子ども・若者総合サポート会議（以下「総合サポート会議」という。）を設置する。

(業務)

第2条 総合サポート会議は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に係る情報交換及び連絡調整
- (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に必要な体制の整備に関する協議
- (3) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に関する研修、広報活動及び啓発活動
- (4) その他社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に関すること。

(組織)

第3条 総合サポート会議は、別表に掲げる関係機関等（以下「関係機関等」という。）をもって組織する。

(会議等)

第4条 総合サポート会議に代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議を置く。

- 2 代表者会議は、関係機関等の代表者により構成し、総合サポート会議が円滑に機能する環境の整備を行うため、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 総合サポート会議の支援に必要な体制の整備に関すること。
 - (2) 総合サポート会議の年間活動方針に関すること。
 - (3) 総合サポート会議の活動の評価に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、総合サポート会議の目的を達成するために必要な事項
- 3 実務者会議に別表に定める関係機関等の担当者から構成する部会を設置し、当該部会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に係る情報交換に関すること。
 - (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援を行っている事例の把握に関すること。
 - (3) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援を推進するための啓発活動に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実務者会議の目的を達成するために必要な事項
- 4 個別ケース検討会議は、個々の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の具体的な支援に当たり、当該支援に係る関係機関等の担当者が、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 当該社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の状況の把握及び問題点の確認に関すること。

- (2) 当該社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援方法及び関係機関等の担当者の役割分担の決定に関すること。
- (3) 当該社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に係る支援の経過及びその評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、個別ケース検討会議の目的を達成するために必要な事項

(子ども・若者支援調整機関及び要保護児童対策調整機関)

第5条 子ども・若者支援育成支援推進法第21条第1項の子ども・若者支援調整機関及び児童福祉法第25条の2第4項の要保護児童対策調整機関として三条市教育委員会子育て支援課を指定する。

2 子ども・若者支援調整機関及び要保護児童対策調整機関の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合サポート会議の事務の総括に関すること。
- (2) 関係機関等の連絡調整に関すること。

(守秘義務)

第6条 総合サポート会議の構成員は、総合サポート会議の業務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(協力要請)

第7条 総合サポート会議は、必要があると認めるときは、関係機関等以外のものに対し、必要な協力を求めることができる。この場合において、総合サポート会議は、個人情報の保護に配慮しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、総合サポート会議の組織及び運営に関し必要な事項は、総合サポート会議が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年10月20日から施行する。ただし、第1条から第5条までの規定（子ども・若者支援地域協議会に関する部分に限る。）については、子ども・若者育成支援推進法の施行の日から施行する。

(三条市子どもの虐待防止ネットワーク要綱の廃止)

- 2 三条市子どもの虐待防止ネットワーク要綱(平成20年三条市告示第86号)は、廃止する。

附 則 (以下、略)

別表（第3条・第4条関係）

区分	関係機関等名	実務者会議の部会名及び当該部会の構成員			
		虐待防止 部会	児童生徒 支援部会	障がい 支援部会	若者支援 部会
司法・警察 関係	新潟地方法務局三条支局	○	○		
	新潟少年鑑別所		○		○
	三条人権擁護委員協議会	○	○		
	新潟県三条警察署	○	○		○
	三条地区保護司会	○	○		○
	新潟県弁護士会	○	○	○	○
教育関係	三条市小学校長会	○	○	○	
	三条市中学校長会	○	○	○	○
	三条地区高等学校長協会	○		○	○
	新潟県立月ヶ岡特別支援学校			○	
	三条市PTA連合会	○	○		
	三条市私立幼稚園連盟	○		○	
	三条市青少年指導委員会		○		○
保健福祉 関係	新潟県中央児童相談所	○	○	○	○
	新潟県三条地域振興局健康福祉環境部	○	○	○	○
	三条市社会福祉協議会			○	
	三条市民生委員児童委員協議会	○	○	○	○
	三条市私立保育園連盟連絡協議会	○		○	
障がい者 関係団体	三条市手をつなぐ育成会	○		○	
	三条市障がい児相談支援事業所ネットワーク	○		○	
	三条市障がい児通所支援事業所ネットワーク	○		○	
医療関係	三条市医師会	○			
	三条市歯科医師会	○			
就労関係	三条公共職業安定所			○	○
	三条地域若者サポートステーション				○
地域	三条市自治会長協議会		○		
	三条市青少年育成市民会議		○		
三条市	市民部市民窓口課	○			
	市民部地域経営課	○			
	福祉保健部地域包括ケア推進課	○	○	○	○
	福祉保健部福祉課	○	○	○	○
	福祉保健部健康づくり課	○	○	○	○
	経済部商工課				○
	教育委員会子育て支援課	○	○	○	○
	教育委員会学校教育課	○	○	○	○
	消防本部	○			

● 子ども・若者育成支援推進法（平成21年7月8日法律第71号）（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

（基本理念）

- 第2条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 2 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
 - 3 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
 - 4 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
 - 5 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
 - 6 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
 - 7 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

（中略）

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（中略）

第2章 子ども・若者育成支援施策

（中略）

（都道府県子ども・若者計画等）

第9条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における

子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（中略）

（社会環境の整備）

第11条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（中略）

（子ども・若者総合相談センター）

第13条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第20条第3項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

（中略）

第3章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

（関係機関等による支援）

第15条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

- （1）社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
- （2）医療及び療養を受けることを助けること。
- （3）生活環境を改善すること。
- （4）修学又は就業を助けること。
- （5）前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

（関係機関等の責務）

第16条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- （1）前条第1項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。

(2) 相互に連携を図るとともに、前条第1項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。

(3) 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第17条 国及び地方公共団体は、第15条第1項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第18条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第15条第1項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第19条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第20条 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第21条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第22条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第15条第1項第1号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第23条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第2項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 第19条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第4章、第5章（略）

附 則（略）

● 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抜粋）

第 1 章 総則

第 1 節（略）

第 2 節 定義

（中略）

（事業）

第 6 条の 3 （1～4 （略））

5 この法律で、養育支援訪問事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（第 8 項に規定する要保護児童に該当するものを除く。以下「要支援児童」という。）若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）（以下「要支援児童等」という。）に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業をいう。

6・7 （略）

8 この法律で、小規模住居型児童養育事業とは、第 27 条第 1 項第 3 号の措置に係る児童について、厚生労働省令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の養育に関し相当の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者（次条第 1 項に規定する里親を除く。）の住居において養育を行う事業をいう。

（中略）

第 3 節（略）

第 4 節 実施機関

（市町村の業務）

第 10 条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- （1）児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- （2）児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- （3）児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- （4）前 3 号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

2 市町村長は、前項第 3 号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。

3 市町村長は、第 1 項第 3 号に掲げる業務を行うに当たって、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。

4 市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

5 国は、市町村における前項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならない。

（必要な支援を行うための拠点の整備）

第10条の2 市町村は、前条第1項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。

(都道府県の業務)

第11条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 第10条第1項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
 - (2) 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
 - イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
 - ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
 - ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
 - ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。
 - ホ 児童の一時保護を行うこと。
 - ヘ 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。
 - ト 里親に関する次に掲げる業務を行うこと。
 - ① 里親に関する普及啓発を行うこと。
 - ② 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。
 - ③ 里親と第27条第1項第3号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。
 - ④ 第27条第1項第3号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと。
 - ⑤ 第27条第1項第3号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の内閣府令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を作成すること。
 - チ 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母（民法第807条の2第1項に規定する特別養子縁組（第33条の6の2において「特別養子縁組」という。）により親族関係が終了した当該養子となつた児童の実方の父母を含む。）その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。
- 2 都道府県知事は、市町村の第10条第1項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、体制の整備その他の措置について必要な助言を行うことができる。

- 3 都道府県知事は、第1項又は前項の規定による都道府県の事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。
- 4 都道府県知事は、第1項第2号トに掲げる業務（次項において「里親支援事業」という。）に係る事務の全部又は一部を内閣府令で定める者に委託することができる。
- 5 前項の規定により行われる里親支援事業に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 都道府県は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。
- 7 国は、都道府県における前項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならない。

（児童相談所）

第12条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

- 2 児童相談所の管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。
- 3 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第1項第1号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第2号（イを除く。）及び第3号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第2項及び第3項並びに第26条第1項に規定する業務を行うものとする。
- 4 都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち第28条第1項各号に掲げる措置を採ることその他の法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- 5 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、第3項に規定する業務（前条第1項第2号ホに掲げる業務を除く。）を行うことができる。
- 6 児童相談所長は、その管轄区域内の社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長（以下「福祉事務所長」という。）に必要な調査を委嘱することができる。
- 7 都道府県知事は、第3項に規定する業務の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に努めなければならない。
- 8 国は、前項の措置を援助するために、児童相談所の業務の質の適切な評価の実施に資するための措置を講ずよう努めなければならない。

（中略）

第2章 福祉の保障

第1節～第5節（略）

第6節 要保護児童の保護措置等

（要保護児童発見者の通告義務）

第25条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満14歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

（要保護児童対策地域協議会）

第25条の2 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若し

くは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

- 2 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 4 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。
- 5 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者その他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。
- 6 要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものを置くように努めなければならない。

（資料又は情報の提供等）

第 25 条の 3 協議会は、前条第 2 項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（組織及び運営に関する事項）

第 25 条の 4 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（秘密保持）

第 25 条の 5 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- (1) 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者
- (2) 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- (3) 前 2 号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

（状況の把握）

第 25 条の 6 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所は、第 25 条の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、当該児童の状況の把握を行うものとする。

（通告児童等に対する措置）

第 25 条の 7 市町村（次項に規定する町村を除く。）は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第 25 条の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者（以下「通告児童等」という。）について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- (1) 第 27 条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
- (2) 通告児童等を当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37

号)第9条第5項に規定する知的障害者福祉司(以下「知的障害者福祉司」という。)又は社会福祉主事に指導させること。

(3) 第33条の6第1項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行うこと(以下「児童自立生活援助の実施」という。)が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

(4) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第8条の2第1項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第29条若しくは同法第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

2 福祉事務所を設置していない町村は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、通告児童等又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

(1) 第27条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

(2) 次条第2号の措置が適当であると認める者は、これを当該町村の属する都道府県の設置する福祉事務所に送致すること。

(3) 助産の実施又は母子保護の実施が適当であると認める者は、これをそれぞれその実施に係る都道府県知事に報告すること。

(4) 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

(5) 児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第1項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第29条若しくは同法第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

(福祉事務所長の採るべき措置)

第25条の8 都道府県の設置する福祉事務所の長は、第25条第1項の規定による通告又は前条第2項第2号若しくは次条第1項第4号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

(1) 第27条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

(2) 児童又はその保護者をその福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。

(3) 保育の利用等(助産の実施、母子保護の実施又は保育の利用若しくは第24条第5項の規定による措置をいう。以下同じ。)が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。

(4) 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

(5) 第21条の6の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

(児童相談所長の採るべき措置)

第26条 児童相談所長は、第25条第1項の規定による通告を受けた児童、第25条の7第1項第1

号若しくは第2項第1号、前条第1号又は少年法第6条の6第1項若しくは第18条第1項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- (1) 次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。
- (2) 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所に於いて、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業（次条第1項第2号及び第34条の7において「障害者等相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として内閣府令で定めるものに委託して指導させること。
- (3) 児童及び妊産婦の福祉に関し、情報を提供すること、相談（専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。）に応ずること、調査及び指導（医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合を除く。）を行うことその他の支援（専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。）を行うことを要すると認める者（次条の措置を要すると認める者を除く。）は、これを市町村に送致すること。
- (4) 第25条の7第1項第2号又は前条第2号の措置が適当であると認める者は、これを福祉事務所に送致すること。
- (5) 保育の利用等が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。
- (6) 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- (7) 第21条の6の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。
- (8) 放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、子ども・子育て支援法第59条第1号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認める者は、これをその事業の実施に係る市町村の長に通知すること。

2 前項第1号の規定による報告書には、児童の住所、氏名、年齢、履歴、性行、健康状態及び家庭環境、同号に規定する措置についての当該児童及びその保護者の意向その他児童の福祉増進に関し、参考となる事項を記載しなければならない。

（都道府県の採るべき措置）

第27条 都道府県は、前条第1項第1号の規定による報告又は少年法第18条第2項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- (1) 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。
- (2) 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所に於いて、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第1項第2号に規定する内閣

府令で定める者に委託して指導させること。

(3) 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

(4) 家庭裁判所の審判に付することが適当であると認める児童は、これを家庭裁判所に送致すること。

2 都道府県は、肢体不自由のある児童又は重症心身障害児については、前項第3号の措置に代えて、指定発達支援医療機関に対し、これらの児童を入院させて障害児入所施設（第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）におけると同様な治療等を行うことを委託することができる。

3 都道府県知事は、少年法第18条第2項の規定による送致のあった児童につき、第1項の措置を採るにあたっては、家庭裁判所の決定による指示に従わなければならない。

4 第1項第3号又は第2項の措置は、児童に親権を行う者（第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を除く。以下同じ。）又は未成年後見人があるときは、前項の場合を除いては、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これを採ることができない。

5 都道府県知事は、第1項第2号若しくは第3号若しくは第2項の措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更する場合には、児童相談所長の意見を聴かななければならない。

6 都道府県知事は、政令の定めるところにより、第1項第1号から第3号までの措置（第3項の規定により採るもの及び第28条第1項第1号又は第2号ただし書の規定により採るものを除く。）若しくは第2項の措置を採る場合又は第1項第2号若しくは第3号若しくは第2項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かななければならない。

第27条の2 都道府県は、少年法第24条第1項又は第26条の4第1項の規定により同法第24条第1項第2号の保護処分決定を受けた児童につき、当該決定に従って児童自立支援施設に入所させる措置（保護者の下から通わせて行うものを除く。）又は児童養護施設に入所させる措置を採らなければならない。

2 前項に規定する措置は、この法律の適用については、前条第1項第3号の児童自立支援施設又は児童養護施設に入所させる措置とみなす。ただし、同条第4項及び第6項（措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更する場合に係る部分を除く。）並びに第28条の規定の適用については、この限りでない。

（中略）

（保護者の児童虐待等の場合の措置）

第28条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができ。

(1) 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。

(2) 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。

2 前項第1号及び第2号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から2年を

超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置（第27条第1項第2号の措置をいう。以下この条並びに第33条第2項及び第9項において同じ。）の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。

- 3 都道府県は、前項ただし書の規定による更新に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお当該措置を採る必要があると認めるときに限る。
- 4 家庭裁判所は、第1項第1号若しくは第2号ただし書又は第2項ただし書の承認（以下「措置に関する承認」という。）の申立てがあつた場合は、都道府県に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する指導措置を採るよう勧告すること、当該申立てに係る保護者に対する指導措置に関し報告及び意見を求めること、又は当該申立てに係る児童及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 家庭裁判所は、前項の規定による勧告を行つたときは、その旨を当該保護者に通知するものとする。
- 6 家庭裁判所は、措置に関する承認の申立てに対する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができる。
- 7 家庭裁判所は、第4項の規定による勧告を行つた場合において、措置に関する承認の申立てを却下する審判をするときであつて、家庭その他の環境の調整を行うため当該勧告に係る当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができる。
- 8 第5項の規定は、前2項の規定による勧告について準用する。

（立入調査）

第29条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

（同居児童の届出）

第30条 4親等内の児童以外の児童を、その親権を行う者又は未成年後見人から離して、自己の家庭（単身の世帯を含む。）に、3月（乳児については、1月）を超えて同居させる意思をもつて同居させた者又は継続して2月以上（乳児については、20日以上）同居させた者（法令の定めるところにより児童を委託された者及び児童を単に下宿させた者を除く。）は、同居を始めた日から3月以内（乳児については、1月以内）に、市町村長を経て、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、その届出期間内に同居をやめたときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する届出をした者が、その同居をやめたときは、同居をやめた日から1月以内に、市町村長を経て、都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 保護者は、経済的理由等により、児童をそのもとにおいて養育しがたいときは、市町村、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、児童福祉司又は児童委員に相談しなければならない。

（里親等に対する指示及び報告徴収）

第30条の2 都道府県知事は、小規模住居型児童養育事業を行う者、里親（第27条第1項第3号の規定により委託を受けた里親に限る。第33条の8第2項、第33条の10、第33条の14第2項、第44条の3、第45条の2、第46条第1項、第47条、第48条及び第48条の3において同じ。）及び児童福祉施設の長並びに前条第1項に規定する者に、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせることができる。

（保護期間の延長等）

- 第31条 都道府県等は、第23条第1項本文の規定により母子生活支援施設に入所した児童については、その保護者から申込みがあり、かつ、必要があると認めるときは、満20歳に達するまで、引き続きその者を母子生活支援施設において保護することができる。
- 2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、障害児入所施設（第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設に限る。）、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、引き続き同項第3号の規定による委託を継続し、若しくはその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができる。
- 3 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により障害児入所施設（第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）に入所した児童又は第27条第2項の規定による委託により指定発達支援医療機関に入院した肢体不自由のある児童若しくは重症心身障害児については満20歳に達するまで、引き続きその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、若しくは同項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができる。
- 4 都道府県は、延長者（児童以外の満20歳に満たない者のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。）について、第27条第1項第1号から第3号まで又は第2項の措置を採ることができる。
- (1) 第2項からこの項までの規定による措置が採られている者
 - (2) 第33条第8項から第11項までの規定による一時保護が行われている者（前号に掲げる者を除く。）
- 5 前各項の規定による保護又は措置は、この法律の適用については、母子保護の実施又は第27条第1項第1号から第3号まで若しくは第2項の規定による措置とみなす。
- 6 第2項から第4項までの場合においては、都道府県知事は、児童相談所長の意見を聴かなければならない。

（権限の委任）

- 第32条 都道府県知事は、第27条第1項若しくは第2項の措置を採る権限又は児童自立生活援助の実施の権限の全部又は一部を児童相談所長に委任することができる。
- 2 都道府県知事又は市町村長は、第21条の6の措置を採る権限又は助産の実施若しくは母子保護の実施の権限、第23条第1項ただし書に規定する保護の権限並びに第24条の2から第24条の7まで及び第24条の20の規定による権限の全部又は一部を、それぞれその管理する福祉事務所の長に委任することができる。
- 3 市町村長は、保育所における保育を行うことの権限並びに第24条第3項の規定による調整及び要請、同条第4項の規定による勧奨及び支援並びに同条第5項又は第6項の規定による措置に関する権限の全部又は一部を、その管理する福祉事務所の長又は当該市町村に置かれる教育委員会に委任することができる。

（児童の一時保護）

第33条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第26条第1項の措置を採るに至るまで、

児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

- 2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第27条第1項又は第2項の措置（第28条第4項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。）を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。
- 3 前2項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から2月を超えてはならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第1項又は第2項の規定による一時保護を行うことができる。
- 5 前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた後2月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならない。ただし、当該児童に係る第28条第1項第1号若しくは第2号ただし書の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは当該児童の未成年後見人に係る第33条の9の規定による未成年後見人の解任の請求がされている場合は、この限りでない。
- 6 児童相談所長又は都道府県知事は、前項本文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、一時保護を開始した日から2月を経過した後又は同項の規定により引き続き一時保護を行つた後2月を経過した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うことができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるときに限る。
- 7 前項本文の規定により引き続き一時保護を行つた場合において、第5項本文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定した場合における同項の規定の適用については、同項中「引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた」とあるのは、「引き続いての一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定した」とする。
- 8 児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、第1項の規定により一時保護が行われた児童については満20歳に達するまでの間、次に掲げる措置を採るに至るまで、引き続き一時保護を行い、又は一時保護を行わせることができる。
 - (1) 第31条第4項の規定による措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。
 - (2) 児童自立生活援助の実施が適当であると認める満20歳未満義務教育終了児童等は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- 9 都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、第2項の規定により一時保護が行われた児童については満20歳に達するまでの間、第31条第4項の規定による措置（第28条第4項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。第11項において同じ。）を採るに至るまで、児童相談所長をして、引き続き一時保護を行わせ、又は一時保護を行うことを委託させることができる。
- 10 児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、第8項各号に掲げる措置を採るに至るま

で、保護延長者（児童以外の満 20 歳に満たない者のうち、第 31 条第 2 項から第 4 項までの規定による措置が採られているものをいう。以下この項及び次項において同じ。）の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、保護延長者の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

11 都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、第 31 条第 4 項の規定による措置を採るに至るまで、保護延長者の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、保護延長者の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。

12 第 8 項から前項までの規定による一時保護は、この法律の適用については、第 1 項又は第 2 項の規定による一時保護とみなす。

（児童相談所の権限等）

第 33 条の 2 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第 797 条の規定による縁組の承諾をするには、内閣府令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

2 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。この場合において、児童相談所長は、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

3 前項の児童の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

4 第 2 項の規定による措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。

（以下、略）

● 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（児童虐待の定義）

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- (1) 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- (4) 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（児童に対する虐待の禁止）

第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

（国及び地方公共団体の責務等）

第4条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後18歳となった者に対する自立の支援を含む。第3項及び次条第2項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間又は関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センター（次条第1項において単に「配偶者暴力相談支援センター」という。）、学校及び医療機関の間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。

- 4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。
- 6 児童相談所の所長は、児童虐待を受けた児童が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外に移転する場合においては、当該児童の家庭環境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童及び当該児童虐待を行った保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとする。この場合において、当該情報の提供を受けた児童相談所長は、児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会が速やかに当該情報の交換を行うことができるための措置その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。
- 8 何人も、児童の健全な成長のために、家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

（児童虐待の早期発見等）

第5条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 第1項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。
- 4 前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第2項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するよう努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。
- 5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

（児童虐待に係る通告）

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法第25条第1項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第7条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第1項の規定による通告を受

けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第8条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第6条第1項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

- (1) 児童福祉法第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号又は第25条の8第1号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。
- (2) 当該児童のうち次条第1項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。

2 児童相談所が第6条第1項の規定による通告又は児童福祉法第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号若しくは第25条の8第1号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

- (1) 児童福祉法第33条第1項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせること。
- (2) 児童福祉法第26条第1項第3号の規定により当該児童のうち第6条第1項の規定による通告を受けたものを市町村に送致すること。
- (3) 当該児童のうち児童福祉法第25条の8第3号に規定する保育の利用等（以下この号において「保育の利用等」という。）が適当であると認めるものをその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長へ報告し、又は通知すること。
- (4) 当該児童のうち児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第3項に規定する子育て短期支援事業、同条第5項に規定する養育支援訪問事業、同条第6項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業、子ども・子育て支援法第59条第1号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認めるものをその事業の実施に係る市町村の長へ通知すること。

3 前2項の児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

(出頭要求等)

第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により当該児童の保護者の出頭を求めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、当該保護者に対し、出頭を求める理由となった事実の内容、出頭を求める日時及び場所、同伴すべき児童の氏名その他必要な事項を記載した書面により告知しなければならない。

- 3 都道府県知事は、第1項の保護者が同項の規定による出頭の求めに応じない場合は、次条第1項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずるものとする。

(立入調査等)

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

- 2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第29条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第61条の5の規定を適用する。

(中略)

(警察署長に対する援助要請等)

第10条 児童相談所長は、第8条第2項の児童の安全の確認を行おうとする場合、又は同項第1号の一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問をさせ、又は臨検等をさせようとする場合についても、同様とする。

- 2 児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ迅速かつ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第1項の規定による援助の求めを受けた場合において、児童の生命又は身体の安全を確認し、又は確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(中略)

(児童虐待を行った保護者に対する指導等)

第11条 都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号又は第26条第1項第2号の規定により指導を行う場合は、当該保護者について、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。

- 2 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。
- 3 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。
- 4 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第33条第2項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させ、同法第27条第1項第3号又は第28条第1項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 児童相談所長は、第4項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児

童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第33条の7の規定による請求を行うものとする。

- 7 都道府県は、保護者への指導（第2項の指導及び児童虐待を行った保護者に対する児童福祉法第11条第1項第2号ニの規定による指導をいう。以下この項において同じ。）を効果的に行うため、同法第13条第5項に規定する指導教育担当児童福祉司に同項に規定する指導及び教育のほか保護者への指導を行う者に対する専門的技術に関する指導及び教育を行わせるとともに、第8条の2第1項の規定による調査若しくは質問、第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問、第9条の2第1項の規定による調査若しくは質問、第9条の3第1項の規定による臨検若しくは捜索又は同条第2項の規定による調査若しくは質問をした児童の福祉に関する事務に従事する職員並びに同法第33条第1項又は第2項の規定による児童の一時保護を行った児童福祉司以外の者に当該児童に係る保護者への指導を行わせることその他の必要な措置を講じなければならない。

（面会等の制限等）

第12条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第27条第1項第3号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られ、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、内閣府令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

(1) 当該児童との面会

(2) 当該児童との通信

- 2 前項の施設の長は、同項の規定による制限を行った場合又は行わなくなった場合は、その旨を児童相談所長に通知するものとする。

- 3 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第28条の規定によるものに限る。）が採られ、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

第12条の2 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第28条の規定によるものを除く。以下この項において同じ。）が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求め、当該保護者が前条第1項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、児童相談所長は、次項の報告を行うに至るまで、同法第33条第1項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

- 2 児童相談所長は、前項の一時保護を行った、又は行わせた場合には、速やかに、児童福祉法第26条第1項第1号の規定に基づき、同法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第12条の3 児童相談所長は、児童福祉法第33条第1項の規定により、児童虐待を受けた児童について一時保護を行っている、又は適当な者に委託して、一時保護を行わせている場合（前条第1項の一時保護を行っている、又は行わせている場合を除く。）において、当該児童について施設入所等

の措置を要すると認めるときであって、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めること、当該保護者が第12条第1項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反すると認めるときは、速やかに、同法第26条第1項第1号の規定に基づき、同法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

- 第12条の4 都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われ、かつ、第12条第1項の規定により、当該児童虐待を行った保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、6月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができる。
- 2 都道府県知事又は児童相談所長は、前項に規定する場合において、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、6月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。
- 3 都道府県知事又は児童相談所長は、第1項の規定による命令をしようとするとき（前項の規定により第1項の規定による命令に係る期間を更新しようとするときを含む。）は、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 4 第1項の規定による命令をするとき（第2項の規定により第1項の規定による命令に係る期間を更新するときを含む。）は、内閣府令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。
- 5 第1項の規定による命令が発せられた後に施設入所等の措置が解除され、停止され、若しくは他の措置に変更された場合、児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が解除された場合又は第12条第1項の規定による制限の全部若しくは一部が行われなくなった場合は、当該命令は、その効力を失う。同法第28条第3項の規定により引き続き施設入所等の措置が採られ、又は同法第33条第6項の規定により引き続き一時保護が行われている場合において、第1項の規定による命令が発せられたときであって、当該命令に係る期間が経過する前に同法第28条第2項の規定による当該施設入所等の措置の期間の更新に係る承認の申立てに対する審判又は同法第33条第5項本文の規定による引き続きの一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定したときも、同様とする。
- 6 都道府県知事又は児童相談所長は、第1項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなったと認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その命令を取り消さなければならない。

（施設入所等の措置の解除等）

- 第13条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果、当該児童の家庭環境その他内閣府令で定める事項を勘案しなければならない。
- 2 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第

33 条第 2 項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置又は行われた一時保護を解除するときは、当該児童の保護者に対し、親子の再統合の促進その他の児童虐待を受けた児童が家庭で生活することを支援するために必要な助言を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の助言に係る事務の全部又は一部を内閣府令で定める者に委託することができる。

4 前項の規定により行われる助言に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(施設入所等の措置の解除時の安全確認等)

第 13 条の 2 都道府県は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第 33 条第 2 項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置若しくは行われた一時保護を解除するとき又は当該児童が一時的に帰宅するときは、必要と認める期間、市町村、児童福祉施設その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該児童の家庭を継続的に訪問することにより当該児童の安全の確認を行うとともに、当該児童の保護者からの相談に応じ、当該児童の養育に関する指導、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(児童虐待を受けた児童等に対する支援)

第 13 条の 3 市町村は、子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設（次項において「特定教育・保育施設」という。）又は同法第 43 条第 2 項に規定する特定地域型保育事業（次項において「特定地域型保育事業」という。）の利用について、同法第 42 条第 1 項若しくは第 54 条第 1 項の規定により相談、助言若しくはあっせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第 24 条第 3 項の規定により調整若しくは要請を行う場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者又は子ども・子育て支援法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育事業者は、同法第 33 条第 2 項又は第 45 条第 2 項の規定により当該特定教育・保育施設を利用する児童（同法第 19 条第 2 号又は第 3 号に該当する児童に限る。以下この項において同じ。）又は当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用する児童を選考するときは、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実に必要な施策を講じなければならない。

4 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。

(資料又は情報の提供)

第 13 条の 4 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、

当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(都道府県児童福祉審議会等への報告)

第13条の5 都道府県知事は、児童福祉法第8条第2項に規定する都道府県児童福祉審議会（同条第1項ただし書に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会）に、第9条第1項の規定による立入り及び調査又は質問、臨検等並びに児童虐待を受けた児童に行われた同法第33条第1項又は第2項の規定による一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例その他の内閣府令で定める事項を報告しなければならない。

(児童の人格の尊重等)

第14条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

(親権の喪失の制度の適切な運用)

第15条 民法に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。

(略)

(罰則)

第17条 第12条の4第1項の規定による命令（同条第2項の規定により同条第1項の規定による命令に係る期間が更新された場合における当該命令を含む。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第18条 第13条第4項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則 (略)

● 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

3 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。

2 国及び地方公共団体は、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

3 発達障害者の支援等の施策が講じられるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）の意思がでる限り尊重されなければならないものとする。

4 国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、犯罪等により発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとする。

（国民の責務）

第4条 国民は、発達障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、発達障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

第2章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策

（児童の発達障害の早期発見等）

第5条 市町村は、母子保健法第12条及び第13条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、学校保健安全法第11条に規定する健康診断を行うに当たり、発達障害

の早期発見に十分留意しなければならない。

- 3 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童についての継続的な相談を行うよう努めるとともに、必要に応じ、当該児童が早期に医学的又は心理学的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、第14条第1項の発達障害者支援センター、第19条の規定により都道府県が確保した医療機関その他の機関（次条第1項において「センター等」という。）を紹介し、又は助言を行うものとする。
- 4 市町村は、前3項の措置を講じるに当たっては、当該措置の対象となる児童及び保護者の意思を尊重するとともに、必要な配慮をしなければならない。
- 5 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。

（早期の発達支援）

第6条 市町村は、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、その相談に応じ、センター等を紹介し、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。

- 2 前条第4項の規定は、前項の措置を講じる場合について準用する。

- 3 都道府県は、発達障害児の早期の発達支援のために必要な体制の整備を行うとともに、発達障害児に対して行われる発達支援の専門性を確保するため必要な措置を講じるものとする。

（保育）

第7条 市町村は、保育の実施に当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。

（教育）

第8条 国及び地方公共団体は、発達障害児（18歳以上の発達障害者であって高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在学する者を含む。）がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。

- 2 大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。

（放課後児童健全育成事業の利用）

第9条 市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする。

（就労の支援）

第10条 都道府県は、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律第19条第1項第3号の地域障害者職業センターをいう。）、障害者就業・生活支援センター（同法第33条の指定を受けた者をいう。）、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保に努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、必要に応じ、発達障害者が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校において行われるよう必要な措置を講じるものとする。

（地域での生活支援）

第11条 市町村は、発達障害者が、その希望に応じて、地域において自立した生活を営むことができるようにするため、発達障害者に対し、社会生活への適応のために必要な訓練を受ける機会の確保、共同生活を営むべき住居その他の地域において生活を営むべき住居の確保その他必要な支援に努めなければならない。

(権利擁護)

第12条 国及び地方公共団体は、発達障害者が、その発達障害のために差別されること等権利利益を害されることがないようにするため、権利擁護のために必要な支援を行うものとする。

(発達障害者の家族への支援)

第13条 都道府県及び市町村は、発達障害児の保護者が適切な監護をすることができるようにすること等を通じて発達障害者の福祉の増進に寄与するため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族に対し、相談及び助言その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

第3章 発達障害者支援センター等

(発達障害者支援センター等)

第14条 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の政令で定める法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者（以下「発達障害者支援センター」という。）に行わせ、又は自ら行うことができる。

- (1) 発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族に対し、専門的に、その相談に応じ、又は助言を行うこと。
- (2) 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。
- (3) 医療、保健、福祉、教育等に関する業務（次号において「医療等の業務」という。）を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報提供及び研修を行うこと。
- (4) 発達障害に関して、医療等の業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。
- (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

(専門的な医療機関の確保等)

第19条 都道府県は、専門的に発達障害の診断及び発達支援を行うことができると認める病院又は診療所を確保しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の医療機関の相互協力を推進するとともに、同項の医療機関に対し、発達障害者の発達支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

第4章 補則

(民間団体への支援)

第20条 国及び地方公共団体は、発達障害者を支援するために行う民間団体の活動の活性化を図るよう配慮するものとする。

(国民に対する普及及び啓発)

第21条 国及び地方公共団体は、発達障害に関する国民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(医療又は保健の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発)

第22条 国及び地方公共団体は、医療又は保健の業務に従事する者に対し、発達障害の発見のため必要な知識の普及及び啓発に努めなければならない。

(専門的知識を有する人材の確保等)

第23条 国及び地方公共団体は、発達障害者に対する支援を適切に行うことができるよう、医療、保健、福祉、教育等に関する業務に従事する職員について、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう努めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じるものとする。

(以下、略)

● 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（抜粋）

第 1 章 総則

（中略）

（定義）

第 2 条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

（1）当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第 2 号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

（2）個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

（1）特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

（2）個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

5・6（略）

7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

8 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

（1）法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

（2）内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関（これらの機関のうち第 4 号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

（3）国家行政組織法第 3 条第 2 項に規定する機関（第 5 号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

（4）内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第 2 項の機関並びに内閣府設置法第 40 条及び第 56 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

（5）国家行政組織法第 8 条の 2 の施設等機関及び同法第 8 条の 3 の特別の機関で、政令で定める

もの

(6) 会計検査院

9・10 (略)

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

(1) 行政機関

(2) 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第3章及び第69条第2項第3号を除き、以下同じ。）

(3)・(4) (略)

(基本理念)

第3条 個人情報とは、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。

第2章 国及び地方公共団体の責務等、第3章 個人情報の保護に関する施策等 (略)

第4章 個人情報取扱事業者等の義務等

第1節 総則

(定義)

第16条 この章及び第8章において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

(1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものとして政令で定めるもの

2 この章及び第6章から第8章までにおいて「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 国の機関

(2) 地方公共団体

(3) 独立行政法人等

(4) 地方独立行政法人

3 この章において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

4 この章において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものの以外のものをいう。

5・6 (略)

7 この章、第6章及び第7章において「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第31条第1項において「個人関連情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第2項各号に掲げる者を除く。

8 (略)

第2節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務

(利用目的の特定)

第17条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第18条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
- (1) 法令（条例を含む。以下この章において同じ。）に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
 - (6) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(不適正な利用の禁止)

第19条 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第20条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。
- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

- (6) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
- (7) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第 57 条第 1 項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合
- (8) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

（取得に際しての利用目的の通知等）

- 第 21 条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前 3 項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

（データ内容の正確性の確保等）

- 第 22 条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

- 第 23 条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（従業者の監督）

- 第 24 条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（委託先の監督）

- 第 25 条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（漏えい等の報告等）

第 26 条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

（第三者提供の制限）

第 27 条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(6) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

(7) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第 20 条第 1 項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

(1) 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又

は管理人。以下この条、第30条第1項第1号及び第32条第1項第1号において同じ。）の氏名

- (2) 第三者への提供を利用目的とすること。
- (3) 第三者に提供される個人データの項目
- (4) 第三者に提供される個人データの取得の方法
- (5) 第三者への提供の方法
- (6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- (7) 本人の求めを受け付ける方法
- (8) その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項

3 個人情報取扱事業者は、前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

4 個人情報保護委員会は、第2項の規定による届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があったときも、同様とする。

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

6 個人情報取扱事業者は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(中略)

(開示)

第33条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあつては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

- 3 個人情報取扱事業者は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 4 他の法令の規定により、本人に対し第2項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第1項及び第2項の規定は、適用しない。
- 5 第1項から第3項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第29条第1項及び第30条第3項の記録(その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第37条第2項において「第三者提供記録」という。)について準用する。

(訂正等)

第34条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を請求することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しなければならない。

(利用停止等)

第35条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第18条若しくは第19条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第20条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を請求することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第27条第1項又は第28条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。
- 4 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 5 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱

事業者が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人情報に係る第26条第1項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人情報の取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人情報の利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

- 6 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人情報の利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 7 個人情報取扱事業者は、第1項若しくは第5項の規定による請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第3項若しくは第5項の規定による請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(中略)

第3節 仮名加工情報取扱事業者等の義務、第4節 匿名加工情報取扱事業者等の義務、第5節 民間団体による個人情報の保護の推進、第6節 雑則（略）

第5章 行政機関等の義務等

第1節 総則

(定義)

第60条 この章及び第8章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第8章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第2条第2項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第2条第2項に規定する法人文書（同項第4号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第2条第2項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

- 2 この章及び第8章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの

- 3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第5条に規定す

る不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。）、独立行政法人等情報公開法第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。

(1) 第75条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

(2) 行政機関情報公開法第3条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第2条第1項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報記録されている行政文書等の開示の請求（行政機関情報公開法第3条、独立行政法人等情報公開法第3条又は情報公開条例の規定による開示の請求をいう。）があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ 行政機関情報公開法第13条第1項若しくは第2項、独立行政法人等情報公開法第14条第1項若しくは第2項又は情報公開条例（行政機関情報公開法第13条第1項又は第2項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により意見書の提出の機会を与えること。

(3) 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第116条第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。

4 この章において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

(1) 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第2節 行政機関等における個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第61条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第66条第2項第3号及び第4号、第69条第2項第2号及び第3号並びに第4節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理

的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第 62 条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第 63 条 行政機関の長（第 2 条第 8 項第 4 号及び第 5 号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第 174 条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第 64 条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第 65 条 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第 66 条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

- (1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
- (2) 指定管理者（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務
- (3) 第 58 条第 1 項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- (4) 第 58 条第 2 項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- (5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（2 以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第 67 条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第 2 項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第 176 条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の報告等)

第 68 条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第 78 条第 1 項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第 69 条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第 70 条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(中略)

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第 72 条 行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情

報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(中略)

第3節 個人情報ファイル

(中略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第75条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 前条第2項第1号から第10号までに掲げる個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

4 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第1項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。

5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

第4節 開示、訂正及び利用停止

第1款 開示

(開示請求権)

第76条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第127条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手續)

第77条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保

有個人情報と特定するに足りる事項

- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第78条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
 - イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 行政機関の長が第82条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると

当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

- (5) 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
 - ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
 - ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

- 2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（）」とする。

（部分開示）

第79条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第1項第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第 80 条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第 81 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第 82 条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第 62 条第 2 号又は第 3 号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第 83 条 開示決定等は、開示請求があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 77 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第 84 条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から 60 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第 85 条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものみなす。

- 3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第 82 条第 1 項の決定（以下この節において「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

- 第 86 条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第 105 条第 2 項第 3 号及び第 107 条第 1 項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- （1） 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第 78 条第 1 項第 2 号ロ又は同項第 3 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- （2） 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第 80 条の規定により開示しようとするとき。
- 3 行政機関の長等は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第 105 条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

- 第 87 条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
- 2 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第 82 条第 1 項に規定する通知があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

- 第 88 条 行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報

報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（手数料）

第89条（略）

2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

3 前2項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

4～9（略）

第2款 訂正

（訂正請求権）

第90条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第98条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

（1）開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

（2）開示決定に係る保有個人情報であって、第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第127条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（訂正請求の手続）

第91条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

（1）訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

（2）訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

（3）訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この節において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第92条 行政機関の長等は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報

の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第93条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第94条 前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第95条 行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第96条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報が第85条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等をしてしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとする。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第93条第1項の決定（以下この項及び次条において「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第97条 行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3款 利用停止

(利用停止請求権)

第98条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供

の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、第63条の規定に違反して取り扱われているとき、第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第127条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手続）

第99条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この節において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第100条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第101条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第102条 前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長

等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第103条 行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

第4款 審査請求（略）

第5節 行政機関等匿名加工情報の提供等、第6節 雑則（略）

第6章 個人情報保護委員会、第7章 雑則、第8章 罰則（略）

附 則（略）